

◎議 事 日 程（第3号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（19名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
6番	高松幸雄君	7番	山岡幹雄君
8番	大野則男君	9番	加藤敏彦君
10番	真野和久君	11番	河合克平君
12番	島田浩君	13番	杉村義仁君
14番	鬼頭勝治君	15番	鷲野聡明君
16番	八木一君	17番	石崎たか子君
18番	堀田清君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君		

◎欠 席 議 員（1名）

5番 竹村仁司君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副 市 長	鈴木睦君
教 育 長	加藤良邦君	会計管理者兼 会 計 室 長	村津友章君
総 務 部 長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教 育 部 長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議 事 課 長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位6番の7番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○7番（山岡幹雄君）

皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目、愛西市役所統合庁舎全面業務開始後の問題点と課題について、自治会に対する活動支援について、保育士の現状と課題について、この3点について御質問させていただきます。

初めに、愛西市役所統合庁舎全面業務開始後の問題点と課題について。

平成28年3月22日火曜日から愛西市役所全面業務開始しました。

全面業務開始後、市民からこの庁舎施設の利用について、いろいろと御意見とか要望があったと思いますが、その点についてお尋ねさせていただきます。

2点目に、自治会に対する活動支援について。

自治会に活動支援の現状は今どのようなになっているか、お尋ねいたします。

3点目でございますが、保育士の現状と課題について。

保育の需要が高まり、保育士の確保が現在困難な状況が生まれております。

厚労省の調査では、保育士の資格がありながら離職した原因として、この保育士の責任の重さに対し、待遇が低いということが上げられております。

市内の保育士の現状はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

以上3点について、お答えをよろしくお願いいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから、1点目の統合庁舎の関係についてお答えさせていただきます。

全面業務開始後は来庁される方も多くなり、来庁時に直接お伺いする場合や、ふれあい箱を通じて施設利用に対する御意見、御要望をいただいております。

内容につきましては、案内看板に関する事、それから備品に関する事、駐車場に関する事、こういったことでございます。以上です。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

私のほうからは、自治会への活動支援の現状はどうだというお尋ねでございます。

町内会等が企画して行っておられます盆踊りだとか祭りだとかというような活動に対する補助金としては、愛西市での独自事業でもありますふるさとづくり事業推進助成事業という形で支援をさせていただいております。

ふるさとづくり事業推進助成事業の内容につきましては、春の総代会でも説明させていただいております、地域の皆様が活用しておられる集会所、公民館の建設や、その修繕、模様がえといったことから、町内会等が企画されておられます盆踊り、春、夏、秋祭り、それから子供獅子祭り等の行事、祭りに使用する備品の購入や修理などに助成をしております。

補助内容につきましては、2分の1以内で上限を設定しておりますが、そういう形で助成をしております。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

私のほうからは、市内の保育士の現状はどのようになっているかという御質問に答弁をさせていただきます。

市内の公立、私立保育園とも、求人を出しても応募が少ないという状況が続いております、配置基準の保育士を確保するのに苦慮しております。

私立保育園につきましては、賃金、休暇の確保、労働時間の短縮など、人材を確保するためにさまざまな努力をしておられると伺っております。以上でございます。

**○7番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず愛西市役所、ことし3月22日全面開始後にいろいろ課題があると思うんですが、その内容的に駐車場とか看板とかという御説明がありました。

それで、以前、この庁舎ができる前に、私がこの新庁舎についてワンストップサービスができないかと市長に以前お尋ねした経緯がございます。そのときの回答が、十分検討して今後考えていくと回答がありました。

統合庁舎全面業務開始後、この新庁舎における行政サービスの満足度向上のため、市民へのワンストップサービスが行われているかどうか、ちょっとその点についてお尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

ワンストップサービスの現状ということでございますが、議員おっしゃるように3月22日に庁舎統合をさせていただきまして、本庁舎の1階フロアにつきましては、市民課の窓口について、市内への転入・転出及び市外への転出の手続をされる方に対しまして、介護保険、国民健康保険、年金などの福祉関係の手続が必要な場合には、同じく1階のそれぞれの担当課に御案内するように心がけております。

それとは別に福祉関係の窓口、1階には保険年金課、児童福祉課、高齢福祉課、社会福祉課

がございますが、最初に受け付けた課の窓口へ他の課の職員がそこへ出向いて対応するようにしております、1階フロアにあっては相互連携を図って、来庁者の二度手間にならないような対応を心がけております。

また、2階・3階の業務への手続も必要な場合がありますが、1階で対応した職員が2階・3階の担当部署に連絡して、職員が1階までおりてきて同時に対応しておりますが、御用件の内容につきましては、お手数ですが2階・3階までお出かけいただきまして、足を運んでいただく場合もございますので、よろしくお願いいたします。

#### ○7番（山岡幹雄君）

今、この新庁舎1階での窓口業務についてそれぞれ御説明があったわけですが、市民の方が1階にお見えになって、今の御説明ですと1階まで市の職員が来ると。あと、場合によっては2階・3階のフロアまで行っていただくという御説明がございました。

それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、1つ2つの例でいいんですけど、1階だけで済ませる窓口、また市民の方がどうしても2階・3階まで行かなければならないというのは具体的にどういうのがあるか、教えてください。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

業務の種類として、2階・3階に行ってもらい、それから職員が1階に来ていただくという業務の種類としては、区分はございません。

先ほど申しあげました2階・3階に行ってください、それから職員のほうが1階に出向くというようなことにつきましては、2階・3階のフロアにつきましては、市民課の流れでございますけれども、健常者の方であれば1階の東側と西側にエレベーターがございます。または階段を御利用いただくよう、1階のほうから御案内をしております。ですが、高齢者、障害者の方には、職員が2階・3階からおりてきて対応しているというものでございます。

福祉の関係につきましても、基本的には今申しあげました市民課と同じ対応でございますけれども、福祉の4課にあっては窓口に余裕がございますので、福祉業務以外で2階・3階を含む他課の業務であれば、その担当へ1階から連絡をしまして、その内容によりまして1階まで職員が来てもらうような対応をしております。ただし、市民の用務の内容が福祉の窓口では対応できないような場合には、それぞれの2階・3階の担当課に出向いていただいておりますというのが現状でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

今の説明ですと、いろいろなケースがあつて、1階で窓口がやればその職員が行くということで再度説明がございまして、また2階・3階にはエレベーターがあるということで、どうしても行かなければならない場合はそちらへ行っていただく。

それで、いろんな各自治体が市民に負担をかけないという意味で、総合窓口の関係で各自治体が検討してやってみえる自治体が今多くございます。それで、私も調べさせていただきまして、仮に高齢者、75歳以上の方が愛西市から引っ越しをされた場合、市民課のほうへ住民異動届、保険年金課のほうに後期高齢者医療、また国民年金、また高齢福祉については介護保険。

また、子供さんが生まれた場合は出生届、また国民健康保険とか保険年金課ですね、あと乳児医療とか子ども手当、いろいろやるわけですが、またお身内の方が亡くなった場合は、土地等の財産があった場合は2階のほうの税務課にいろいろ手続等しなければなりません。

実際、この内容について、まず北九州市では、実際一つの総合窓口をつくりまして、まどかフロアという形で市民がそちらへ、まどかフロアへ行くと全部手続ができると。また、北海道の北見市役所では、平成21年度から現在まで、その窓口業務をどうしたらいいかということで毎年毎年職員がいろいろ検討して、市民の方々に負担がかからないようにしてみえるわけでございます。

それで、実際この地方公共団体を取り巻く環境が著しく財政状況の厳しい中、また市民ニーズが多様化する中で、行政の運営に当たっては、この財源を有効に活用してみえると思えますが、まず市民の目線に立った、まず市民に喜ばれるサービスを効果的、効率的に提供していくことがだんだん求められる時代になってきました。

窓口ワンストップサービスは、まさに市民サービスの向上と業務の効率化の両立を図る取り組みだと私は思いますが、市長にちょっとこのワンストップサービスについてお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきますけれども、やはり来庁者の方々にわかりやすく、そしてさまざま求められる書類等を瞬時にお出しするということが、我々に求められたものだというふうに思っております。

基本的にこの庁舎につきましては、ワンストップサービスを適用、導入した対応をするような庁舎になっておりますけれども、やはり来られる方々が求めているものが多種多様になってまいりますので、基本的に多くの書類が必要なのは、転入・転出や、またお亡くなりになられた方々への対応が一番多くの課がまたがるのではないかなあというふうに思っております。

やはり来庁者の方々に対しまして、市といたしましてもできる限りスムーズな対応ができるよう、職員の接客能力の向上も今後一層図りながら、できる限りスムーズな対応ができるよう、我々といたしましても今後も研究していかなければならないというふうに思っておりますので、そういった観点のもと、今後とも業務に当たっていきいたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

いろいろな市民の方の手続、証明等いっぱいあるわけですが、実際やはりいろいろ市民の方ニーズも多い中、3階に教育委員会もあるわけですが、転入されたときの小学生・中学生の手続、いろいろあると思います。今回のこの合同庁舎には、1階にはそういう福祉関係窓口があるわけですが、実際、市民の方が窓口で全部できるような、やはり職員間同士でどういう市民の方の手続が必要かという形があるかと思えます。それで、今現在、国際的にもなっておって、愛西市にもいろんな外国の方の転入者もお見えになります。そういった場合、またやはり障害者の方もお見えになります。そういう形で、やはり職員間同士で、先ほど言った北

見市役所みたいに毎年毎年そういう協議をして、どういうふうに市民のニーズに合うかどうかを検討して、今なおまだ進行中ということでございます。

それで、今回、窓口業務の関係で、行政のいろいろ利用する中、この施設の利用案内などを、行政情報とかいろいろ愛西市の医療関係など、市民の生活に必要な情報をわかりやすくまとめた市民用ガイドブック、これはいろんな自治体が今だんだん作成をしておるわけですが、この一つの例を挙げますと、暮らしの便利帳というものを作成しておる自治体があります。

愛西市もこういう暮らしの便利帳、要するにそれを見てどういうふうな手続をしたらいいかとか、いろいろ愛西市のことがわかるようなものを作成し、市民の方の生活向上を早急に図る考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

暮らしの便利帳についてお答えをさせていただきます。

8月号広報で市民の皆さんにも御案内をいたしましたとおり、株式会社サイネックスをパートナーとした官民協働事業として、「愛西市暮らしの便利帳」をことし12月を目標に全戸配付する予定で現在進めております。

暮らしの便利帳は、愛西市行政情報や暮らしに役立つお知らせなどを掲載しまして、市民の皆様の日ごろの生活に役立てていただくことを目的として作成をしております。以上でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

愛西市も作成されるということで一安心するんですが、実際この便利帳を作成することによって、いろいろ法律、またいろんなものが変わっていくと思われるんですが、この便利帳を今年度作成される計画であります。これは毎年更新されるのか、または何年ごとにされるのか、その辺をちょっと御回答をお願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

株式会社サイネックスとの協定につきましては、平成28年7月12日に締結をしております。協定の期間といたしましては、平成31年3月31日までの3年間としております。したがって、新たな便利帳の発行につきましては、新たな協定締結時点において再度協議をさせていただきます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

3年ごとに更新されると。3年後にいろいろ、またそのときになるかどうかわかりませんが、それで、1つ、私はこの暮らしの便利帳をつくったらどうかということで御提案させていただいたんですが、既に計画中ということでございますが、この便利帳を利用する市民の方にアンケート、こういうものをつくりますよという形で、そういうアンケート調査等を考えているのか、お尋ねします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

便利帳の事前の紙面の内容についてのアンケートということはありませんが、今回発行いたします便利帳の紙面に、この冊子に対する御意見等をお聞きするために、双方の、市と業者に

なりますが、連絡先を記載いたしまして、利用者の生の声をお聞きすることによりまして、便利帳のあり方について検討する材料としたいというふうに考えております。

#### ○7番（山岡幹雄君）

この暮らしの便利帳につきまして、今、愛西市にもホームページがあって、若い方はそういう検索をして、どういうところへ手続をすればとか、いろいろそういうのはわかるわけですが、高齢者につきましては、やはりそういう習慣が余りにもないものですから、実際こういう便利帳があれば、いろいろ手続とか、いろんな形で有効活用ができると思われれます。

それで、実際1つ問題点なのは、もう一方通行で、今回こういう便利帳をつくりましたと、御活用してくださいということでございますが、やはり市民の方もいろいろニーズがございます。

そこで、やはりそういうものを一度つくったからよしとせず、今後いろんな課題がありますので、それを数年後、どういう形でこの暮らしの便利帳が有効活用できるようなものになるように御配慮をよろしくお願いいたします。

次に、先ほど市民協働部長からも、この庁舎の中の案内看板等の説明があったんですが、この28年3月に総合庁舎ができて、この総合庁舎に来るまでの、愛西市役所はここですよという看板が適正になっているか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

看板のお話でございますが、中日本の高速道路に確認をさせたところ、高速道路の出口を案内する大きな看板には、出口の名称と、そこからアクセスできる主要自治体名2つを表示するルールになっているそうです。現在、弥富と津島の名称が表示されております。このため、その看板に愛西を表示するのは困難であるとの見解であり、また市からの要望を受け入れ、ことしに入ってからですけれど、愛西と表示された別の単独看板を設置した経緯がございます。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

今、総務部長から御説明がありましたように、案内看板、ちょっと1の2をお願いいたします。

ちょっと見にくいんですが、東名阪、これは弥富インター、それぞれ上り下りがあるわけですが、御存じのように、皆さんは高速道路を使うとこういう表示があります。弥富インターですと弥富、津島、そのようにあるわけですが、今回私も見にいきました。ちょっと見にくいんですが、その上のほうの26の、そうですね。これをぱっと見たときに、ちょっと見にくいんですが、弥富、津島というところがあるんですけど、左のほうの柱に愛西というのがあるんです。これは、愛西はここでおりれば行けますよということで、今回、中日本のほうに提案してやったわけですが、実際これは言われてわかるわけですね。

それで、今回、私もこういうことをお願いするんですが、実際、企業誘致され、また今回の補正予算の中に愛西市のPR映像制作委託料96万2,000円をPRするんだということで提案がございます。それで、弥富インターで僕が不思議なのは、津島、要するに愛西市のほうに先に

あってもいいんじゃないかと。この弥富、愛西という看板をぜひともつけていただきたい。また、先ほど言った企業誘致は、企業が来たときに、皆さんカーナビとか何かで検索すればそこへ到着するわけですが、やはりいろいろな形でこういう表示があれば、愛西がどこでおりたら行けるということで、一目瞭然にわかるわけです。ですから、こういう現在の弥富、津島という表示を、この津島を愛西市に変えていただくことはできるかできないか。2つの表示しかできないルールがあるらしいんですが、ぜひとも要望、これは企業誘致もあるわけですので、要望をお願いしたいと思います。

次に、18番の映像をお願いいたします。

これは、愛西市内の統合庁舎の看板一覧表をいただきました。

それで、1番からずうっと見ていただきますと、12番ですか、11番ですか、津島の唐臼町までが11カ所、佐屋地区にありますよと。それで、12番から20番、これは立田庁舎に行く看板が七、八カ所あるわけです。あと、八開庁舎へ行くには1カ所、佐織庁舎へ行くには1カ所。これでちょっと嫌みっぽく言うんですが、立田庁舎へ行くまでに何でこんなたくさんの看板が必要かなあということで、市長のお膝元ですから立田庁舎に行かれる方が多く見えて、立田庁舎はこちらですよという看板がぜひとも必要かなあということで、これは多分、この合同庁舎、市長になれる前に多分看板はあったと思うんですが、次に20番のほうをちょっとお願いします。

Aは155号線です。Bは一宮・弥富線ですか。Cが富島・津島線。

ちょっと見にくいんですが、Bのところ看板が一つもないんですね。Cの富島・津島線には、ちょっと見にくいんですが、2カ所ほど看板があります。

それで、市民の方から、この合同庁舎が開設されて、特に佐織、八開、私も御説明するんですが、津島警察署の前を通っていけば愛西市役所の本庁に行けますよということで御案内をするんですが、Bの一宮・弥富線は清林館高校のほうからお見えになる方も見えます。そちらから来る場合は、どこを市役所に行っていけばいいか、看板がないわけですね。あとAの155号線も、北から来ると、1カ所表示が、セブンイレブンのちょっと手前の辺にあるわけですが、これは弥富インターからおりていくと、おりてすぐ交差点があるんですが、そこには愛西市の庁舎ということで北へ上る飛島・津島線のほうに行くんですが、それを通り過ぎちゃうと、今度は愛西市役所へ行く看板が一切ないんですね。

これは私もずうっと見させていだいたんですが、実際こういうことで、案内看板を今後どのようにされるか、ちょっと御説明をお願いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に少し御答弁させていただきますけれども、まず最初に東名阪の看板の件でございますけれども、この件につきましては、中日本高速道路株式会社のほうにちょっと問い合わせをさせていただいたところ、2つしか名称は表示ができないということで、私が就任してからは、山岡議員がおっしゃられるとおり、愛西という表示をぜひともお願いしたいということで、私といたしましても強く要望させていただいて、今現在につきましては、先ほ

ど表示があった愛西という表示を何とかつけていただいたということでございますので、私といたしましても、議員がおっしゃられる同様、愛西という表示を数多くつけてほしいという希望がございますので、今後も機会があるごとに中日本高速道路株式会社には要望していきたいというふうに考えております。

あと、立田庁舎の表示の件につきましては、私が市長になる前から今の表示になっておりますので、私が立田地区に住んでいるから多いというわけではございませんので、くれぐれも誤解のないようお願いをしたいというふうに思っております。

まず最初に私からはこのように答弁させていただきます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

道路の案内看板はということでございますが、庁舎等への案内看板につきましては、これまでも国道や県道、また主要な市道に設置されておりますが、新たな道路に設置する場合は道路管理者等との協議、設置費及び管理費が必要となりますので、現時点では少ない交通量のため、設置の予定はございません。

先ほど、看板の多い少ないというようなお話もございましたが、場所的に目印となる建物等がなく、位置の説明が非常に難しいといったような観点からも、看板が多い少ないというのがあったのではないかと、こんなようなふうに理解をしております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

私も最初、いろんな合併したときに、その庁舎へ行くには道に迷うわけですが、実際やっぱりそういう看板がある程度目安になりますので、それでちょっと不思議なのは、18番をもう一回見せていただけますかね。

この11番目の、津島市唐臼町に愛西市役所の看板があるわけですが、20番の地図をもう一回、済みません。

これは右の上にぼつんと11番、これは唐臼のほうの、これは永和のほうへ行く道、津島のところに看板があるわけですが、この看板が、多分愛西市にこの道路を通っておみえになるということが多くて、看板は立てられてみえると思います。これは津島のほうに多分占用か何かの届けを出してやってみえると思うんですが、実際やはりそういう愛西市に来ていただく方に看板はいろんなところに必要だと思っておりますので、これからいろんなことを協議して、計画をよろしくをお願いします。

それで、この庁舎について最後の質問になるんですが、愛西市は3つの支所から総合庁舎になって、公用車の整備計画、要するに公用車はいっぱいあるわけですが、こういう整備計画はどうなっているか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

公用車の整備計画はという御質問でございますが、公用車に関する整備計画といった名のつくものは現在策定はしておりませんが、今回の庁舎統合に伴いまして、各部署や出先施設の公用車の配置台数を調整しております。

庁舎統合前におきましては、消防車両を除く全ての公用車の台数は100台を超える台数であ

りましたが、庁舎統合に伴いまして、昨年度末から今年度末の2年間をかけて、車の状態を見ながら、購入年の古い順に16台ほどの公用車を減らす計画でございます。

公用車の中には使用目的が限定され、ほかに兼用することが難しい車や、出先機関で使用する車もありますので、大幅な増減は予定しておりません。当面は使用不能になった車両が発生したときや、新たに車が必要となったときに、必要性の有無や共有化の可否を含め、適正な台数を管理する予定であります。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

100台を超える公用車があるということで、随分古いものから更新していくんだと。

もう1つお伺いしたいのは、たくさんの課があるわけですが、その一つの課が何台車を使用とか管理してみえるか、ちょっとお尋ねいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

単純計算ではございますが、本庁舎内でありまして27の局、室等がございますが、単純に計算しますと、1課当たりに対しまして1.6台ということになっております。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

1つの課が1.6台ということで、課によってはやはりたくさん管理している課もあると思うんですが、私が思うには、この自動車の整備計画、公用車計画をつくって、古くなったから更新するというのではなくて、使える車は使うんだと。ですけど、やはりどうしてもいろんな状況で調査等も必要になってくる場合、その課によってはそういう台数が必要ということで、ある程度計画を立てて、いろいろ予算にも計上していただくようお願いいたします。

次に、自治会に対する支援についてお尋ねいたします。

自治会から、先ほどふるさとの事業ですか、いろいろやってみえるということでございますが、その自治会から今まで、それ以外にどういう要望があったか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

自治会からの要望でございますが、毎年、年度当初に総代会を開催しております。防犯灯の設置、ごみ集積所、道路側溝・舗装工事、水路のしゅんせつ等の地元要望の取りまとめを総代さんをお願いしております。その他としましては、ごみのポイ捨てだとか空き家問題、道路の草、道路の拡幅等に対して要望、相談をお聞きしております。

**○7番（山岡幹雄君）**

私もその総代の資料をちょっといただきまして、毎年同じ内容で、一方的に市からこういう形で、先ほど言ったいろんなマニュアルがあつて、これに従って要望を出してくださいと。

それで、1つ要望するんですが、年度当初ではなくて来年度のために、町内町内、自治会としてそういう要望1つ2つの調査は行えないか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

次年度に向けての調査というお尋ねでございますが、次年度に向けての地元要望の調査についてでございますが、要望等があれば随時担当課へお聞かせいただければと考えておりますので、事前に要望調査、前年度に要望調査をするという考えは持っておりません。

**○7番（山岡幹雄君）**

ちょっと8番の、これはほかの自治体でございますが、この要望一覧表ということで、30ちよつとの自治会があるんですが、それぞれちよつと見にくいんですけど、町内によってやはり一つ一つの要望があります。

それで、これを来年度にできないかということで市役所のほうに要望を出すわけですが、愛西市も実際、それぞれの町内に応じて内容が変わってきます。ある町内ですと、もうほとんどU字溝の整備がしてあって、今度はどこのU字溝を整備するんだと。それで、ここはちょっと必要だなということで、簡単に言うと、その隣のところにU字溝を、必要か必要ではないかわかりませんが、その町内がほとんど整備されておるといことでU字溝を設置する町内もあります。

実際、やはり市のほうから防犯灯、U字溝がこういうふうに要る場合はどうですかというのは、合併した当時のいろいろな年度当初の要望ですが、こういうことができないか、再度お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

今のお尋ねは、自治会へ要望事項を取りまとめたというようなお話だと思いますけれども、今現在はそれぞれの担当課のほうでの事業、総代会で総代さんが申請いただくものも含めまして担当課が担当しておりますので、それぞれの要望を随時的にいただければ対応したいと考えております。

**○7番（山岡幹雄君）**

それで、ちょっと細かいことをお尋ねするんですが、実際、水路のしゅんせつ、側溝の清掃、道路の草、ごみ等の清掃管理はどのようになっているか、ちょっとお尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず水路のしゅんせつでございますが、家庭雑排水が流れ込む水路について、総代さんからの要望によりヘドロのしゅんせつを予算の範囲内で行っております。

次に側溝の清掃でございますが、基本的には町内の方に側溝の泥上げをしていただき、その土を土のう袋に入れていただきまして、市で回収をしております。また、幹線道路につきましては、土のたまりぐあいを確認し、市で側溝しゅんせつを行っております。

次に、道路の草につきましては、交差点で見通しが悪く、交通安全上危険な箇所、また通学路などで通行上支障のあるところについて草刈りを行っております。

また、ごみの清掃管理でございますが、通報があれば片づけを行っておることで処理をしておりますので、よろしく申し上げます。

**○7番（山岡幹雄君）**

次に2つほど質問するんですが、今、児童公園等があるわけですが、日ごろ誰でも気軽にストレッチ等ができる子供用の遊園地ですが、そういうのを健康づくりという形で健康遊具は設置できないか、ちょっとお尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

公園の関係でございますが、公園は子供から高齢者まで、誰でも利用していただける公共の空間でございます。健康遊具は大人用の規格で製作されておりますので、児童や幼児が使用される際は、保護者の方が付き添うように利用を制限する場合もございます。

また、遊具設置に伴い、安全空間の確保や予算措置が課題となります。施設管理者としましても、今後の高齢社会に向けた地域のニーズの把握を十分した上で、遊具の更新時には検討材料の一つと考えております。

#### ○7番（山岡幹雄君）

最後に1個、これも総代さんに相談があった、一応これには余り関係ないんですが、公共事業でいろいろ用地を個人で協力した方が、土地改良の区域から除外の手続がされていないと。これはどういうことですかということで、総代さんに相談がありました。一つの公共施設に協力して、ずうっと土地改良の賦課がかかっておると。こういうものについて、市はどのように考えて、指導すべきではないかと私は思うんですが、ちょっと御意見をお願いします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

現在は、用地買収がある場合、本人に転用決済金を土地改良区に支払ってもらった後、地区除外がされております。地権者には、契約前に事前に転用決済金の支払いが必要な旨を説明させていただき、理解を得た後、契約をさせていただいております。

除外の漏れについて確認できなかった場合は、市から関連する土地改良区に連絡をさせていただきたいと思っております。

#### ○7番（山岡幹雄君）

それぞれ土地の所有者が、その町内、また県の事業、いろんな事業に協力して賦課がかかっておると、決済金が支払えていないということは、ちょっと発覚したときにいろいろ問題が生ずると思っております。

それで、今回、自治会に支援の活動費ができないかということで、ある地区は道路・側溝清掃補助金ということで、清掃1メートルについて300円、またあるところはきれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金ということで1人頭150円以内の活動費、または飲食費が多少出ると。

なぜこういう提案をさせていただくかということ、先ほど産業建設部長のほうから、ごみの清掃管理は通報があれば片づけに来ると。これは愛西市、相当たくさんの面積があります。それを一つ一つ電話があって、それじゃあ片づけるかといったら、相当な負担がかかると思います。また、今、夏の時期ですと、やはり交差点で草等が生えて見にくい状態もございます。

これは御提案ですが、実際そういう活動ができるような補助ができないか。ふるさと事業の関係でお祭りなんかでもそういう補助も必要かと思っておりますが、それで、以前、市長のほうに、それぞれ自治会のそういうマニュアルブック、ガイドブックみたいのができないかということで、再度、以前は検討するようなお話がございましたが、そういうものがないか、お尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

今のお尋ねの1つ目でございますが、自治会への支援活動補助金というようなものを出せないかというようなお話でございますけれども、確かに全国的には自治会とか町内会への活性化補助金だとか地域づくり交付金、まちづくり交付金といった名称で、自治会での活動に使っていただくような助成金を設けておるところはございます。

愛西市としましては、先ほど申し上げましたように、ふるさとづくり事業推進助成事業、結構幅広く事業に活用をいただけるものでございますので、現時点で一括的な交付金を導入する考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

それから、以前にお話があった自治会のガイドブックの関係でございますけれども、25年6月の定例会だと思います、御提案いただいております。現時点では愛西市版は作成しておりません。自治会の皆さんが役員を毎年かわるところもでございます。そういったときに、行政からの支援制度や相談窓口、自治会の運営等がわかるような自治会ガイドブックというものがあれば、自治会として参考になるかと思いますが、自治会ごとでの状況も違いますので、この件については研究していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

#### ○7番（山岡幹雄君）

ぜひとも研究、また第2次総合計画の作成にも当たっております。

それで、私の提案は、自治会によって、先ほどの公園じゃありませんが、高齢者の方がきのう式典がありました。それで、散歩をしてみえる高齢者もいっぱいお見えになります。これは公園に何かそういう遊具が1つ2つあれば、1人でもそこへ行かれる。そういう公園の利用も私も聞きましたが、2カ所か3カ所ほど都市公園の中にあるということで、そういうことを自治会に、そういうものがあれば、幾つか要望があれば、2分の1か3分の1か4分の1かわかりませんが、そういう事業について補助しますよという、やはりそういうマニュアルをぜひともつくっていただいて、清掃活動、また草刈り、いろんな形で、各自治会によって違ってくると思いますので、ぜひとも研究していただいて、来年市長選もございますので、それに向けた来年度にお願いさせていただきます。

次に、保育士の現状と課題につきまして、厚生労働省ではこのたび待機児童解消加速化プランの確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるため、保育士確保プランを作成されました。

この厚労省が作成した保育士確保プランの狙いの内容はどのようになっているか、お尋ねいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

保育士確保プランについて御答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃられましたように、新たに6万9,000人の保育士の確保が必要ということで数値目標を掲げたものでございますが、その中で、施策といたしましては、1つ目に人材育成、就業継続支援、3つ目が再就職支援、4つ目といたしまして働く職場の環境改善をプランの4本の柱としています。以上でございます。

○7番（山岡幹雄君）

それぞれのプランの中で、実際、愛西市、国全体が6万ちょっとの計画があるみたいですが、保育士の不足ということで伺っております。

この直接の原因をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

保育士不足の直接的原因の御質問でございます。

直接的要因としていろいろ考えられますが、主なものとしたしましては、1つ目としたしまして、保育士資格取得のハードルが高いということ。2つ目としたしまして、資格を取得いたしましても保育士の仕事につかない人が多く、ついても離職をする保育士の率が高いということでございます。3つ目としたしましては、こういった保育士不足の状況でも、保育を担う職員につきましては保育士資格保有者を100%配置することが求められているといったことが要因として上げられると思います。以上でございます。

○7番（山岡幹雄君）

100%その資格者が要るということでございます。

次に、保育士の不足の要因の一つに、保育士が、報道にもあるんですが、低賃金である。

私立の許可保育所の財源は施設型給付費と補助金であります。保育士の賃金を事業者が自由に設定することができるかと聞いていますが、市のほうの見解をお尋ねいたします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

保育士の低賃金ということにつきまして、市の見解という御質問でございますが、保育士の低賃金という認識には、保育士の多忙化、それに見合わない待遇、またあるいは他の職種と比べ低い給与水準が念頭にあらうかと思えます。

平成27年度より子ども・子育て支援新制度に移行いたしまして、民間保育所には施設型給付という形で運営費が支給されることになりましたが、この施設型給付費につきましては処遇改善分も含まれておりまして、これまでの民間保育所負担金と比較をいたしまして、支給額は増額となっております次第でございます。

また、愛西市では施設型給付費に加えまして、民間保育所の常勤保育士数を基準といたしまして市単独の助成を行っております。以上でございます。

○7番（山岡幹雄君）

財源も厳しい中、いろいろそういう援助をよろしく申し上げます。

それで、保育士不足の要因の一つに、職員の配置基準があると思います。市の配置基準はどのようになっているか、また保育所内に保育士資格を有しない職員がいると思いますが、お尋ねいたします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

愛西市の保育士の配置基準につきましては、愛知県で規定がされたものとなっております、この基準は国と同じものでございます。

また、保育士資格を有しない職員でございますが、看護師、栄養士、調理員など職員が配置

をされております。以上でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

私の調べましたところ、乳児が3人につき保育士が1人、1歳から2歳児につきましては6人に1人が必要になってきます。ですから、乳児とか1歳、2歳の転入者がお見えになると、やはりそういう保育士の確保が必要になってきます。

それらも踏まえて、愛西市も公立の保育園があるわけですが、実際に待機児童もいろんな都会であるわけですので、その辺を踏まえていろいろ研究していただいて、やっていただくようお願いします。

次に、近年、保育の仕事の内容や保育の仕事を取り巻く環境がどのように変化しているかお尋ねいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

保育士の仕事といたしましては、園児と直接かかわる現場以外に、年間の保育の目標、方針をまとめました年間カリキュラムをもとに、日案、週案、月案などを作成する業務がございます。また、幼児期における質の高い学校教育、保育の提供が掲げられておりまして、保育においても教育的な側面が強まっておる状況でございます。

保育の仕事を取り巻く環境の変化といたしましては、保育士が対応する子供や家庭の状況が多様化、複雑化していることが上げられます。

また、保護者側の変化といたしましては、女性のキャリアアップ志向の高まりなど就労に対する考え方の変化とか、男性の保育者が増加傾向にある、こういった点が上げられると思えます。以上でございます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

時間もないものですから、最後になりますが、男性の保育者が必要ということで、愛西市も昨年、職員が稲沢の保育士のほうへ就職されたということを知っております。

そういう方がなぜ愛西市に再就職されなかったかなあということと、あと市長に、保育士の確保対策をどのように考えてみえるか、最後にお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

保育士の確保につきましては、公立、民間を問わず、非常に厳しい状況であるということでございます。

愛西市といたしましても、子供さんたちが安全で安心して通える、そういった保育園、幼稚園づくりをしていかなければならないというふうに思っております。

賃金の問題や、さまざまな問題等ありますけれども、やはり時代とともに変化する部分もありますので、我々といたしましては国・県の指導を仰ぎながら、また状況をしっかりと把握した柔軟な対応ができるよう、努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○議長（大島一郎君）

7番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分からいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を閉じまして、再開をいたします。

次に、質問順位7番の3番・近藤武議員の質問を許します。

近藤武議員。

○3番（近藤 武君）

まず初めに、昨日行われました敬老会におきまして、ダイヤモンド婚、金婚式を迎えられた皆様にお喜びを申し上げたいと思います。

今回ですが、議長のお許しをいただきまして、大項目といたしまして1つ目、愛西市の子育て支援について、大項目の2つ目といたしまして愛西市民に対する健康施策について、一般質問をさせていただきたいと思います。

我が国の人口推移を見ると、明治時代以降、増加はほぼ一貫して続き、昭和42年には1億人を突破、平成20年には1億2,808万人とピークに達しました。しかし、その後は減少局面に入り、今後は一転して人口減少社会へと突入し、我が国の人口は急勾配の下り坂をおりていくことが見込まれております。

無論、愛西市においても例外ではなく、本市の特徴としては、総人口が平成12年をピークに減少傾向にあり、国・愛知県よりも高齢化率が高く、少子・高齢化が進行していること、また30歳代前半までの未婚率が高く、合計特殊出生率も国・愛知県に比べて低い状況にあるといったところです。少子化の状況としては、愛西市子ども・子育て支援事業計画にゼロ歳から5歳児の人口推移と推計値が上げられていますが、平成21年の約3,200人から平成31年には約2,600人と、この10年間で約19%に当たる600人もの子供の減少が見込まれております。

少子化社会が問題視される理由には、子供同士の触れ合いの減少により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金などの社会保障費に係る現役世代の負担増大、若年労働力の減少による社会の活力低下等にあります。また、少子化の進行とともに家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化による家庭や地域の養育力の低下が心配されており、加えて労働力の長時間化や就労形態の多様化等、労働環境も変化していますので、今後ますます子育て家庭における負担感が高まっていくことが懸念されております。

一方、保育環境においては、保育サービスに欠かすことができない保育士の確保が全国的に大変厳しい状況にあります。ことし6月には愛西市において閉園した私立保育園が1カ所ございますが、保育士の確保ができなかったことが一つの大きな要因であったとお聞きしております。

このように、少子化対策は新たな局面に入っておりますが、こうした中で、保育所、幼稚園、認定こども園は子供の育ちを保障するとともに、多様化する働き方と子育て家庭のニーズに応えるといった大変重要な役割を担っています。

そこでお尋ねをいたします。

まず、保育園、幼稚園、認定こども園の大きな違いを運営側、利用者側それぞれの立場で示していただいた後、保育所、幼稚園、認定こども園を運営する民間業者と、そのサービスを利用する子育て家庭双方に対し愛西市が実施している支援策について、3点についてお伺いいたします。

1点目は、民間事業者に対する支援について。

国においてもさまざまな施策を実施していると思いますが、市独自事業として、民間事業所に対し、人材確保に資するような補助事業について実施しているものがあれば御説明ください。

2点目は、保育所、幼稚園等の利用者に対する支援についてであります。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートし、1年半が経過しようとしています。当該制度において、市では国の基準以下に利用者負担額を設定することで子育て家庭の経済的負担軽減を図っていますが、改めて確認したいと思いますので、その内容を御説明ください。

また、幼稚園においては、現在、新制度への移行は各事業所で選択できます。移行する場合と移行しない場合で、利用者から見た場合に何が違うのか、あわせて御説明ください。

3点目として、今御説明をお願いした保育所、幼稚園等を運営する民間業者とそのサービスを利用する子育て家庭に対する支援策につき、近隣市町村と比較した場合、本市がどの水準にあるのか、把握されてみえましたらお答えください。

次に、大項目の2つ目といたしまして、愛西市民に対する健康施策について。

国は、健康増進法に基づき制定された国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、健康日本21の中で、基本的な方向や健康の増進の目標に関する事項を定めております。

この健康日本21では、日本の平均寿命は、戦後、国民の生活環境が改善し、医学が進歩したことによって急速に延伸し、世界有数の長寿国となっている。しかし、人口の急速な高齢化とともに、生活習慣病及びこれに起因して認知症、寝たきり等の要介護状態等になる者の増加等は深刻な社会問題となっています。このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、21世紀の我が国を、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、従来の疾病予防の中心であった2次予防（健康診査等による早期発見・早期治療）や3次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）にとどまることなく、1次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること）に重点を置いた対策を強力に推進して、壮年期死亡の減少及び健康で自立して暮らすことができる期間でもある健康寿命の延伸等を図っていくことが極めて重要であるとしております。

愛西市としても、国・県の指針に沿って健診事業を行っております。健診の予約方法も毎年改善されていることがわかっております。また、愛西市健康マイレージ事業も約2年ほど前からスタートしております。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、健診事業の中で特定健診とがん検診があると思いますが、それぞれの推移と、毎年変更されている予約申し込みの現状をお伺いいたします。

2点目は、現時点の愛西市の健診事業の水準が全国・愛知県・近隣市町村とどのような状態かをお尋ねいたします。

3点目は、愛西市健康マイレージ事業のスタートから現在までの状況をお伺いいたします。

それぞれの御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、まず保育所、幼稚園、認定こども園の大きな違い、運営者側、利用者側の違いを答弁させていただきまして、その後、市の子育て支援施策の3点について答弁をさせていただきます。

まず1点目の違いでございますが、保育所、幼稚園、認定こども園は全て就学前の子供を預かる施設ではございますが、大きな違いといたしまして、保育所は厚生労働省の管轄で福祉施設、幼稚園は文部科学省の管轄で教育施設、認定こども園は文部科学省・厚生労働省の管轄で幼保一体型施設であることでございます。

運営者側から見た主な違いでございますが、まず設置基準は、保育所が厚生労働省令に定め、児童福祉施設最低基準、幼稚園が文部科学省令に定め、幼稚園設置基準、認定こども園が愛知県の定める認可基準によるものというふうになっております。

教育・保育内容の基準といたしましては、保育所が保育指針、幼稚園が幼稚園教育要領、認定こども園は保育所基本指針による保育と幼稚園教育要領による教育が基準となっております。

また、給食設備でございますが、保育所、認定こども園につきましては必要となりますが、幼稚園では不要となっております。

利用者側から見た違いといたしまして、園児の入園可能年齢は、保育所、認定こども園がゼロ歳から小学校就学前まで、幼稚園が満3歳から小学校就学前までとなっております。

また、保育所、認定こども園の保育部分につきましては、保護者の就業や介護、病気など、保育を必要とする事由が必要となりますが、幼稚園、認定こども園の教育部分につきましては、保護者に特に制約はございません。

保育料につきましては、保育所、認定こども園が市の徴収基準に定める料金を、新制度に移行前の幼稚園につきましては個々の園が定める利用料金を納めていただく、そういうことになっております。

以上が違いでございます。

続きまして、子育て支援の3つの御質問に御答弁をさせていただきます。

1点目が、市の独自事業として民間事業所に対し、人材確保に資するような補助事業について説明願いたいという御質問でございます。

まず愛西市では、民間の幼稚園、保育園に対して2つの市独自の補助金を設けております。

1つは、民間幼稚園・保育園に勤務する職員の処遇向上、保育等の内容に要する経費に対する運営費補助費で、もう1つは、障害児を受け入れる民間幼稚園・保育園の保育士・幼稚園

教諭の加配に要する人件費に対しての障害児保育対策費でございます。運営費補助費は、民間幼稚園・保育園に勤務する常勤職員数に保育士の初任給額を乗じました2分の1を助成しております。障害児保育対策費は、毎月初日現在の障害児受け入れ児童数に月額5万円を乗じた額を助成しております。

2点目の、市では国基準以下に利用者負担額を設定することの内容を御説明していただきたいという御質問と、幼稚園において移行する場合と移行しない場合で、利用者から見た場合、何が違うのかという御質問でございます。

愛西市では、保護者の負担軽減のために保育料を国で定めた保育料より低く定めております。国の定める保育基準料に対する保護者からの実保育料の割合を弾力徴収率といたしますが、平成26年度県内実績によりますと、市の弾力徴収率は43.2%、これは県内で4番目に低い数値でございます。ちなみに、県内の弾力徴収率の平均値は57.2%でございます。

また、保護者の所得、扶養状況に応じまして、私立幼稚園の入園料・授業料の一部を助成するものといたしまして私立幼稚園就園奨励費補助金がございますが、こちらにつきまして、所得割課税額21万1,200円以上の、国では助成の対象とならないその他階層につきまして、愛西市では年額8,000円の単独助成をしております。

利用者の立場からの違いでございますが、新制度に移行前の幼稚園を利用される場合には、私立幼稚園就園奨励費補助金により経済的な負担軽減が図られます。一方、新制度に移行をしました幼稚園を利用する場合におきましては、市で定めた保護者の方の所得に応じた利用料金額を施設にお支払いいただくこととなります。この場合は私立幼稚園就園奨励費補助金の対象にはなりません、同等の負担軽減となるよう、市が国基準以下で利用料金額を設定しております。

なお、市内設置の私立幼稚園は全て新制度移行前の幼稚園でございます。

また、3点目の、保育所・幼稚園等を運営する民間事業者と、そのサービスを利用する子育て家庭に対する支援策につきまして、近隣市町村との比較の御質問でございます。

愛西市は、民間幼稚園に運営費補助費及び障害児保育対策費を、平成27年度より保育所と同じ内容で市単独の助成を開始しております。

現在、自治体における子育て支援につきまして、他市との比較が保育園のみの把握でございますので、民間保育園の支援状況比較で答弁をさせていただきます。

民間保育園に対する運営費補助を単独で助成している自治体は、愛西市も含めまして県内では約35%でございます。単独助成を実施しない自治体が大きく上回っている状況でございます。隣接でいいますと、民間保育園に対し助成をしている自治体といたしまして、津島市、一宮市、稲沢市、飛島村の3市1村のみでございます。このうち3市の保育料につきましては、いずれも愛西市より高く設定されております。

民間事業者及びサービスを利用する子育て家庭に対する支援策につきまして、隣接の市町と総合的な見地からサービスの比較をした場合に、愛西市は隣接市町の中でもかなり高い水準にあるのではと思っております。以上でございます。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から健康施策についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、愛西市の健診事業の現状についてでございます。

特定健診につきましては、平成20年度以降実施をしております。そして、平成28年3月には効果的かつ効率的な保健事業を展開し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るためにデータヘルス計画を策定し、保健事業を行っております。

また、がん検診事業につきましては、がんの早期発見、早期治療によるがんの死亡者数の減少を目指し、受診率の向上につながる取り組みを進めております。この受診率向上を図るための施策といたしまして、本年度におきましては、1点目として、30歳以上の女性と40歳以上の男性全員及び過去のがん検診受診者及びクーポン検診対象者への受診券の郵送を行っております。

また、2点目といたしまして、電話、窓口による健診受け付けのほかに、インターネット受け付けの枠を拡大することにより、申し込みの混雑の緩和を図りました。

そして3点目といたしまして、受診率の低い子宮がん・乳がん検診の受診率向上策として、乳がんの集団検診自己負担額の引き下げ、あるいはレディース検診の実施について取り組んでおります。

また、特定健診における受診者数につきましては、平成25年度から減ってきてはおります。その理由といたしましては、毎年350名から40名ほどの方が後期高齢者医療制度の対象に移っております。同時に対象者数も減ってきているのが現状でございます。しかし、受診率におきましては、わずかではございますが、増加をしている状況でございます。

また、がん検診におきましては、平成26年度からの取り組みによりまして受診率向上が図られております。平成27年度の数値で申し上げますと、子宮がん検診が14.2%、乳がん検診が11.0%と、この2つは平成24年度以降横ばいの状況ではございますが、一方で胃がん検診が23.7%、大腸がん検診が37.0%、肺がん検診が34.9%となっております。平成24年度と比べまして1.5倍以上の増加が見られました。

そして、集団健診の予約申し込みの状況についてでございますが、平成26年度はコールセンター方式で、予約専用電話20台で全日程分の受け付けをいたしましたところ、大変多くの市民の皆様から申し込みがございまして、受け付けの初日は一日中電話が鳴りやまないような状態で行ってまいりました。

この結果を踏まえまして、平成27年度には電話申し込みに加え、窓口、それからインターネットの申し込みの追加をいたしました。さらに、予約日を2つの期間に分けて申し込み受け付けもいたしました。インターネットでの申し込みを電話、窓口より先に開始したことにより、電話のつながりにくさは緩和をされましたが、窓口に多くの方が来庁されまして、一時的に待ち時間が長くなった状況でございました。インターネット予約につきましては、予約枠を定員の1割といたしましたため、すぐに満員になってしまった状況もございました。

これらのことを踏まえまして、本年度は窓口対応の職員の配置数を増員しまして、インター

ネット予約枠を定員の1割から3割に拡大をして受け付けをいたしました。この結果、午前9時受け付け開始の電話及び窓口の申し込みの混雑につきましては、午前10時30分ごろまでには解消をされたという状況でございます。

次に2点目でございます。

全国、愛知県、近隣市町との比較についてでございます。

まず特定健診につきましては、平成26年度の受診率で報告をさせていただきます。

愛知県の平均が36.1%、全国の平均が33.2%に対しまして、愛西市におきましては43.5%でございました。また、海部津島地区におきましては、飛島村の52.2%に次いで第2位となっております。

次に、がん検診の受診率につきましてですが、こちらも平成26年度の愛知県の資料をもとに報告をさせていただきます。

胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、この5つのがん検診全てにおきまして、愛知県及び海部津島の平均受診率を上回っております。中でも、胃がん検診が21.8%で県下第10位、大腸がん検診が32.7%で県下第15位となっております。県下においても上位の受診率となっております。

次に、3点目でございます。愛西市のマイレージ事業の現況についてでございますが、あいさい健康マイレージ事業は、市民みずからの主体的な健康づくりのきっかけを提供すること、市民の健康づくりを支えるための環境整備の役割を目的に、平成26年の9月にスタートをいたしました。愛知県のマイレージ事業との共同事業で、同年の12月から始めました。

実績といたしましては、平成26年度は3カ月の期間で92名が参加をされました。平成27年度の参加者は、延べ人員でございますが、978人でございます。平成26年度は啓発の期間が短く、啓発方法が広報、ホームページ、保健センターでの勧奨に限られたため、認知度もなかなか上がりませんでした。平成27年度からはチャレンジシートの市内全戸配付をいたしまして、認知度の向上に努めております。さらに平成27年度は、働く世代の参加者を拡大するために、愛西市役所を挙げて事業に参加をしたほか、市内の事業所にPRに出向きまして事業所単位での参加につなげました。

また、平成26年度参加者からの意見の中で、実施期間は健康づくりを行うが、ポイントをため終わってしまうと継続ができない。継続できるための仕組みをつくってほしいという御提案があったことから、平成27年度は6月からのスタートとし、第1クール3カ月の実施期間で3クール行いました。繰り返し取り組んでいただいた方もあり、年間通しての健康づくりにつなげることができました。

また、平成28年度は参加のPR期間を確保する目的で、1クール4カ月の実施期間で2クール行うことといたしました。また、チャレンジシートの配付と、ポイント達成者のポイントカード提出先をこれまでは佐屋と佐織保健センターの2カ所としておりましたが、平成28年度は佐屋保健センターと佐織、八開、立田支所の4カ所に広げました。

今後も参加者数の推移や御意見、反省点をもとに実施方法を工夫、見直ししながら、さらなる

参加者拡大に努めてまいりたいと考えております。

そして、この事業のもう1つの目的でございます市民の健康づくりを支えるための環境整備のための取り組み内容といたしましては、ポイント達成者への特典である県が作成をいたしました「あいち健康づくり応援カード！～My Ca～（まいか）」の配付に加えまして、愛西市独自の取り組みといたしまして、ポイント達成者の中から抽せんで賞品が当たるダブルチャンスを設け、賞品を市内の協賛団体に無償で提供をいただいております。

愛西市民の健康づくりを応援するというを目的として理解をしていただき、協賛をいただきました団体の数は、平成26年度は4カ所、平成27年度は8カ所、平成28年度は12カ所となっております。地域の応援団の拡大も図れております。

また、ポイント対象事業といたしまして、健康推進課以外の事業につきましても、愛西市役所内の関係課の協力を得ることで、幅広い事業への参加が健康づくりにつながる環境整備をしているところですが、平成28年度は認定ポイント対象事業という仕組みを新たに設けまして、コミュニティセンターや公民館で行われている体操サークルなど地域で実施する健康づくり事業をポイント対象事業として健康推進課が認定をしております。潜在的に地域にある事業へ参加することが健康マイレージへの参加につながるという健康づくりの輪の拡大を目指しております。以上です。

### ○3番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございます。

それでは、順番に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

民間事業者等幼児期の教育、保育サービスの利用者支援について、愛西市としても子育て支援に重点を置き、限られた財源の中でできる限りの支援を行っている。また、近隣市町と比較しても遜色のない財政支援、補助制度を実施していることを御説明いただきました。

それでは、再質問といたしまして2点お尋ねいたします。

1点目といたしまして、少子化対策については、さまざまな分野にわたる総合的な取り組みを長期的、継続的に実施することとともに、行政のみならず、地域、企業など社会全体で取り組みを進めていく必要があると思っております。

こうした中、市の援助を受けながらも、やむを得ず閉園された私立保育所がございますが、こうした不測の事態において、利用者は転園を余儀なくされたことだと思われま。

転園を余儀なくされた園児の人数は何人お見えになり、年齢の区分はどのようであったのか。また、民間事業所の経営ではありますが、市としても利用者と保護者の不安の解消を図るため何らかのサポートをされたのか、御説明ください。

2点目といたしまして、やはり今後は人口減少や財政的な制約と、これまでに経験のない新たな局面に入っていくことが予想されますので、これまで以上に効果的に施策を展開していく必要があると考えます。

本市には公立の保育所もあり、今後は限られた人的・物的資源の有効活用等も必要になってくると思われますが、保育所運営における今後の課題としては何が上げられますか。また、現

時点におけるその課題に対する市としての取り組みの方向性について、お答えがあればよろしくお願いいたします。

### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

再質問2点について答弁をさせていただきます。

1点目の御質問は、閉園した私立保育所があり、転園を余儀なくされた園児が何人いて、年齢の区分、また市として何らかのサポートをしたかという御質問でございます。

急遽退職をされた保育士職員の確保が困難ということで、補充できないままの体制で園の運営を続けていくのは無理との理由で、6月末で閉園をされました私立保育園が1園ございました。

転園をすることになった園児でございますが、1歳児2人、2歳児3人、3歳児4人、4歳児12人、5歳児1人の計22人ございました。

民間保育所の運営等に対しまして、通常であれば市は直接的なサポートを控えさせていただくところでございますが、今回の場合は閉園までの期限が短く、保護者のことを考えますと、転園が混乱なく円滑に進むよう、市として手助けをすべきと判断をいたしました。市は保護者説明会に出席をさせていただきまして、まずは市内保育園の年齢別の園児受け入れ状況を保護者にお示しをいたしました。続きまして、保護者から希望の転園先を記入した調査票をもとに、個別の面接を実施しました。希望する転園先が過剰となった場合には、優先順位を決めて調整をさせていただく予定でしたが、幸い保護者の希望転園先が過剰とはなりませんので、園児全員が御希望の園に転園していただくことができました。大きな混乱なく、無事転園手続を済ますことができました。

2点目の保育所運営における今後の課題として何が上げられるか、課題に対する市としての取り組みの方向性という御質問でございます。

現在、市内には公立保育所が4園、私立保育所8園、私立の認定子ども園1園、私立幼稚園3園ございます。

公立保育所は4園とも現在定員割れをしておる状況でございます。私立保育園、幼稚園につきましても他市町村の園児を多数受け入れておりまして、園の中には他市町村の園児の受け入れをして定員を維持している園もございます。

今後、さらに母親世代人口の減少によります子供の数の減少が予想される中で、市といたしましては民間との競合を避けまして、官民共存の道を選択すべきと判断しております。そのために、現在、市では公立保育所について、その役割、機能を明確化するとともに、定員及び施設配置の適正化、民間活力の導入について検討を行い、方針の策定を進めているところでございます。以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

1つ目の再質問のところですが、今回愛西市となって初めて起きた不測の事態に対し、民間の保育所ではありますが、保護者や園児のことを最優先に考え、市が対応していただけたことは、保護者や園児にとってとてもよかったことだと思っております。また、ほかの園で受け入

れできる状態があったことも、今回の事態に対応できたことでもあると思っております。

今回の事態の根本には、保育士不足がこの愛西市でも問題に上がってきたというところではないでしょうか。

数年前から都市部で問題になっていた保育士不足がどこでも起こり得る事態の中で、愛西市としても今まで以上に本格的に対処していかなければならない時代になったと思いますので、よろしく願いいたします。

また、2つ目の再質問の、保育所運営における課題と市の取り組みの方向性のところで、つけ加えて再質問させていただきますが、私立保育園の中に他市から受託している園児が何名いるのか、また他市に委託している園児は何人いるのか、お尋ねいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私立保育園の中に他市から受託をしている園児が何人か、また他市に委託している園児は何人いるかという御質問でございますが、平成28年4月1日現在、私立保育園の園児数は1,086人でございます。このうち他市から受託をしている園児は155人で、全体の14.3%を占めておる状況でございます。

これとは反対に、愛西市から他市に委託をした園児数は16名でございます。以上でございます。

#### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今現在、先ほどの私立保育園のところで、市外からの155名の受託分から市外への16名の委託分を差し引くと139名となり、全体の12.8%ほどが市外からの純粋な受託数と考えられる中で、私立保育園は定員を維持している状態であります。公立保育所については、先ほども御答弁がありましたが、4園とも定員割れをしている現状であることがわかります。

今、愛西市の中で、今年度新たに私立保育園の中で1園、認定こども園へ変更された園がございます。認定こども園に変更された園で直接お話を伺う機会があり、お話を伺ったところ、今回変更した理由の中で、昨年度まで保育園運営をしていたが、先々代のころより保育園、幼稚園、両方とも気質があり、今までのいろいろな隔たりをなくしたかった。地域のニーズに対応して、1号認定の対象者のお子さんを受け入れられるようにしたかったということでありました。また、変更に伴う園側のデメリットはあるのかというところは、今現在働いていただいている保育士さんは幼稚園教諭の資格もほぼ全員持っていたため、デメリットは余り感じられていないということでした。

今、話に出た1号認定対象者という方は、先ほど御説明もありましたが、子ども・子育て支援新制度の中で、教育を希望する3歳から小学就学前までのお子さんで、原則として希望をすれば認定を受けることができるお子さんであります。2号認定対象者としては、保育士は必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する3歳から小学校就学前のお子さん、3号認定者はゼロ歳から2歳までのお子さんで保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する方です。

今回、認定こども園に変更された園では、現在仕事についていない保護者の3歳以上のお子さんを今までと同じ環境のもとで受け入れられるようになり、その保護者の方からは喜ばれているというお話を伺いました。また、来年度、愛西市内の保育所で認定こども園へ移行する園があるということも聞いております。今、愛西市内で私立保育園が頑張っている中、公立保育所のこれからのあり方と、私立保育園への支援の仕方を慎重に進めていくことが愛西市の子育て支援において重要な部分だと思います。また、利用者に対して愛西市独自の補助も財政的にも厳しい部分があるとは思いますが、できる限り続けていただいて、これからも子育てしやすい環境づくりに努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大項目の2つ目に入らせていただきたいと思います。

その中の1つ目の質問の保健事業の動向についてであります。特定健診について、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指してデータヘルズ計画をもとに現在行われているとのことでした。また、後期高齢者医療制度の対象者の移行により、受診者数は年々減少しているにもかかわらず、受診率は毎年少しずつふえているということもわかりました。全国・愛知県の平均よりも愛西市の水準が高いこともわかっております。

がん検診事業についてであります。毎年改善をしながら受診率の向上を目指し、平成26年度の実績では、海部津島地区の平均値よりも愛西市の水準は、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、全てにおいて上回っていて、愛知県の平均と比べても、胃がん、大腸がん、乳がんの3つが上回っている状態です。総合的に愛西市の健診事業の取り組みがよい方向に進んでいるのではないかと考えております。

しかし、その健診の窓口といたしまして、今年度健診の申し込みの際に昨年度よりもネット予約の幅をふやしたということがありましたが、先ほど御答弁がありましたが、一時的な混雑だったというお話もありましたが、希望した日にネット予約できずに、後日同じ希望日に窓口で申し込みをしたという市民の方がお見えになりました。

そこで、再質問の1つ目といたしまして、それぞれの予約できる割合がわかりにくかった点など、改善点や新たな啓発活動と健診後の対応についてお伺いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、健診事業の改善点、啓発活動についてでございますが、健診の受け付けにつきましては、先ほども申し上げました、本年度インターネット予約を全予約数の3割というところに設定をいたしました。受け付け件数は平成27年度の675件から、本年度1,358件へと2倍以上の増加がございました。そして、電話・窓口受け付けの混雑軽減を図ることができました。しかしながら、インターネット予約のピーク時には1時間当たり300件のアクセスがございまして、人気の高い前半の日程で予約ができない状態が出ました。ところが、後半の日程ではあきのある状態でもございました。

インターネットの環境がない方の申し込みに不公平がないように3割というところに設定をいたしましたため、インターネット申込枠が定員に達していても、残り7割の定員を設定した電話・窓口受け付けは定員があいているという状態が発生いたしました。インターネット予約

が全体予約件数の28.1%であったことから、当初の3割という数値は妥当な割合であったと考えられますけれども、今年度クーポン検診対象で未受診の方にがん検診受診状況に関するアンケート調査を実施しておりますので、その結果も踏まえまして、来年度に向けてよりよい健診事業を目指してまいりたいと考えます。

次に、より多くの方に受診していただくための対策といたしましては、定員にあきのある後半の日程を、特定健診、がん検診ともに未受診の方に対して、8月下旬に受診勧奨の個人通知で再度御案内をいたしております。また、先ほども御報告いたしましたが、より受けやすい乳がん、子宮がん検診とするために、乳がんの集団検診自己負担額の引き下げ、レディース検診の実施、がん検診に託児のある日を設けるなどといった取り組みを行っております。

なお、健診後の対応といたしましては、特定健診の結果におきまして高血圧、糖尿病で要医療と判定された方への家庭訪問における生活状況の聞き取りと、改善へのアドバイスをを行い、医療機関への受診、あるいは相談を進めてまいりたいと考えます。以上です。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

インターネット申し込みは、電話や窓口受け付けよりも先行して申し込める分、不公平さがないようにという配慮の中、今年度の実績やアンケートにより改善の余地があるということなので、ぜひ来年度につなげていただければと思っております。

また、昨年度、ほかの市民の方から、春に受診することができなかつたとき、秋に市からの再度知らせが届き、受診することができてよかつたという声もいただいております。私自身も、もともと特定健診は秋に受けておりますので、今回もこのようなはがきが市から届いております。いろいろなデザインがあり、工夫を凝らしていることがうかがえます。また、このはがきを通じて未受診者の方の掘り起こしや、市の特定健診以外の受診者の情報提供をお願いして、愛西市民の健康状態を把握しようとしていることがわかります。

また、健診の数値が悪かつた、よくなかつた方に対して、保健師さんがいろいろなフォローをしていただいていることも、とてもよいことだと思いますので、これからも続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、マイレージ事業についてであります。マイレージ事業は市内の事業所にPR活動をし、事業所単位で参加していただいたり、参加者の意見などをもとに実施期間を工夫したり、またポイントカードの提出先をふやしたりして、常に参加者拡大に努めておられます。

市民の健康づくりを支えるための環境整備の取り組みも、協賛団体を募り、今年度は認定ポイント対象事業という仕組みの中で健康づくりの輪を広げようと、さらなる事業展開も進められております。しかし、マイレージ事業は市民の方々にすごく浸透されているとはまだまだ言えない状況であります。

そこで、再質問の2つ目といたしまして、近隣市町村との連携や、今以上に付加価値を設けるなど、次の展望が望めるか、お伺ひいたします。

### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

マイレージ事業のこれからの展望についてということですが、海部津島地域では、平成27年度は5つの市町が取り組んでおります。「あいち健康づくり応援カード！～My Ca～（まいか）」の配付数を見ますと、5つの市町の合計で1,498枚でございました。そのうち愛西市民に配付をされた数が703枚とほぼ半数で、他の市町と比較をいたしまして、多くの市民の方が参加していただいている状況でございます。

また、今後の展望につきましては、働く世代の健康づくりの推進を図るため、本年8月3日に全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽと呼ばれるところでございますが、その愛知支部との間で協定を交わしました。これに基づきまして、市内の協会けんぽ加入事業所への健康マイレージ事業の案内を行っていきたいと考えております。

また、9月が健康増進月間に当たっておりますが、愛西市では第2クールが10月から始まりますので、こちらを健康増進月間コラボと位置づけまして、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう周知していく予定でございます。

その他、より魅力ある取り組みとなるよう、新規協力店の開発や事業の周知、啓発について、県に要望もしてまいりたいと考えております。以上です。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございました。

海部津島地域の中ではかなりよい状態であるということは思われますが、枚数的にはまだまだ少ないかなと思っております。協会けんぽとの協定も有効に活用しながら、事業をこれからも推し進めていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今年度、市長のタウンミーティングのとき、健康寿命、愛西市民の病気の傾向など、いろいろなお話がございました。

その中で、平成26年度のデータで、海部津島地域は血液透析患者数が多い地域の中で、愛西市は愛知県内で2番目に患者数が多くなっている。また、血液透析となった原因疾患は、愛西市の場合は慢性腎炎からよりも糖尿病性腎症が約50%をも占めていることがわかっております。

愛西市の特定健診の結果では、メタボリックシンドローム該当者とその予備群は女性よりも男性のほうが多く、40歳代前半でも30%を超え、50歳代後半では50%になっている。愛西市では特に男性のメタボに注意が必要と言える状態である。メタボ率が高いということは、早く生活習慣を見直さないと生活習慣病になる危険性が高くなってしまうということでもあります。

また、愛西市の死因の部分ではありますが、国・県と同じで、1位からがん、心臓病、肺炎、脳卒中となっております。生活習慣病が影響する心臓病や脳卒中は、生活に注意をすれば予防ができると言われております。あと、がんと同じように早目の健診を受け、異常がないかを早く知ることが大切であるともされております。

健診事業が全ての対策ではないとは思いますが、現在の健康状態を把握できる手段でもあり、生涯健康で自立した生活を送ることができる健康寿命を延ばすことが愛西市民の幸せへとつながると思っております。

市としても、健康寿命が延び、平均寿命との差が縮まれば、医療費の適正化も図られ、財政

的にも負担が減り、よい連鎖反応が起きると思っております。愛西市としては、この健診事業を他の自治体よりも積極的に取り組んでいると思われる中、これからはしっかりと進めていただきまして、市民の皆様が少しでも長く元気で過ごすことができる環境整備に努めていただくことをお願いさせていただきまして、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

3番議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。午後1時半から再開をさせていただきます。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開いたします。

次に、質問順位8番の2番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないというスタンスと、格差社会を日々の市民活動から感じている一人として質問いたします。

まず最初に、1期目の市長の行政運営を振り返ってという題目で通告がしてあります。私自身も今期2年半の議員活動で達成できたこと、まだまだ努力不足のことがあります。市長はいかがでしょう。成果と課題についてどんな感想をお持ちか、まずはお伺いをいたします。

次に2つ目の質問ですが、3月議会でも取り上げました地方消費税交付金の使い道について、再度質問いたします。

今の政権は、消費税アップ分は社会保障である医療、年金、介護、少子化対策に使うことを約束し、消費税を8%にしました。しかし、市民の皆さんは将来の不安が軽減し、社会保障の充実を感じているのでしょうか。私にはそう思えません。子供の貧困、ひとり暮らしの女性高齢者の貧困問題、独居高齢者の問題など、一向に手が届いていないと私は身にしみて感じています。これから先、消費税が10%になりますが、そのとき、愛西市でもきちんと社会保障にこの地方消費税交付金が使われる仕組みをつくっておかねばならないという思いで取り上げました。

愛西市にも地方消費税交付金の社会保障分として国から大金が来ております。こちらのほうにパネルをつくっております。平成27年度の地方消費税交付金の資料です。

平成27年度当初予算では、地方消費税交付金の社会保障分の収入見込みを3億1,706万円とし、それを社会福祉、保健衛生、社会保険に案分しています。しかし、決算では5億6,183万円が来ました。予想よりも約1億7,000万円多く国からいただいています。これらの事業については、当初予算のときに財源は確保されているはずですが、増加分の地方消費税交付金は何に使ったのでしょうか、説明を求めます。また、社会保障に使っているならば、使って

いるその根拠を説明してください。

次に、ここ2年間、ずうっと質問を続けている新介護保険制度について質問いたします。

協議体の準備会をつくったり、そして今年度には協議体を立ち上げ、努力されているということは理解しておりますが、数点、お伺いをしたいと思います。

愛西市では、来年の4月から要支援の方々の通所サービス、訪問サービスが介護給付から外されます。そして、要介護1・2も国は外すと。私は議会で何度も申し上げてきましたが、昨日、国もその審議に入ることを発表し、多分数年後には、この要介護1・2の方も市の責任の事業である総合事業のほうにおりてくるのではないかと私は思っております。

来年の4月には、新たに要支援になった方の多分数十名分を市が総合事業として受け入れなければならない。そして、翌年の平成30年には、要支援の方々全員、約720人分の事業の受け皿をつくっていかなければならない。そして、数年後には、この要介護1・2の方も介護給付から外れますので、1,800人分の受け皿を市はつくらなければならない。そして、10年後にはさらに高齢者がふえますので、2,600人分の総合事業サービスを住民のボランティアなどで担っていかねばならないという、大変考えても気の遠くなるような改正が、この新介護保険制度でございます。

前回の議会でもこちらのシートは見せておりますけれども、介護職員の不足で、民間が担う現行相当の事業、それから緩和基準の事業、これについては、民間事業者が安い単価の市のサービスをいつまで担ってくれるのかは、私は大変期待薄であろうと思っております。ですから、NPOやボランティアが担う住民主体のサービスやサロン事業をつくっていくことが、一番大きな介護保険制度の課題だと思っております。

そこでお伺いいたします。

何度もこの介護保険制度についてお聞きしておりますが、やはり段階的に計画を持っていかなければならない、ゴールにたどり着けないと私は思っております。年度ごとにどんな状況をつくっていくのか、節目節目の描く姿や目標について説明をしていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に御答弁をさせていただきます。

残りの1期目の任期がまだ8カ月ほど残っておりますけれども、また吉川議員からこのような質問をしていただけるとは思ってもみませんでしたけれども、質問がございました点について、簡単にまずは御答弁させていただきたいというふうに思います。

私の一応掲げておりますさまざまな部分につきましては、大きく3つあります。

将来展望につきましては、組織の再編や行政改革、そして行財政の健全化に向けた取り組みを現在行っております。これらにつきましては、まだまだ今後しっかりと見据えたことをやっていかなければならないというふうに思っております。

次に、防災につきましては、防災訓練などの時期を変えたり、そういったことに取り組みさせていただきます、市民の皆様方の防災意識を少しでも高めまして、地域の防災力の向上を図

る一方で、未着手であったさまざまな耐震補強などの工事も行わせていただきましたし、また県内外の自治体や企業との災害協定などの連携を図ってまいりました。このことにつきましても、終わることはございませんので、今後ともさまざまな機会を捉えて、市民の皆様方の防災意識の向上に努めていって、いざというときにしっかりと市民の一人一人、そして愛西市に関係ある皆様方が安全に避難をしていただけるような取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

また、医療介護の徹底につきましても、市民の皆様方がみずからの健康状態をしっかりと把握することがまず第一歩だと思っておりますので、そういったことにつきましても、がん検診を初めとする各種検診の実施体制など見直しをしております。これらの取り組みにつきましても、引き続き積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、それ以外の部分につきましても、若干触れさせていただきますけれども、公共施設の老朽化につきましても、全部門を問わず、全てにつきましても、特に喫緊の課題であるというふうに認識をしております。現在、公共施設総合管理計画の策定をしておりますけれども、しっかりとした計画をまずつくって、早急に着手をしなければならないと思っておりますし、今回の補正予算につきましても、設計をお願いしたところ、緊急にやらなければならないという部分につきましても、必要に応じて対応していきたいというふうに思っております。

また、財政につきましても、御承知のとおり、地方交付税にかなり頼っている部分もございますので、こういった国の動向もしっかりと把握しながら、持続可能な愛西市づくりに努めていきたいというふうに思っております。

そして、議員も先ほど、今回の質問にもございますけれども、国の制度がかなり大きく変わってくるということでございますので、やはり国の状況をしっかりと把握しながらも、本当に愛西市としてどのような対応をしていかなければならないということを、しっかりと我々としては市民の皆様や団体の方々、そして市外の方々にかかわっていただけるようなことをしていかなければならないというふうに思っております。

今後におきましても、各種課題につきましても、全力で取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、まだ任期8カ月ほどございますので、今後につきましても、しっかりと行政運営を続けていきたいというふうに思っております。

まずは私から答弁とさせていただきます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、地方消費税の関係の御答弁をさせていただきます。

地方消費税の交付金のうち社会保障財源分は、社会保障経費であります社会福祉、保健衛生、社会保険の各種既存事業のうち、一般財源で賄われている事業費に充当をしております。

この交付金は、国から特定税源として受けておりませんので、実績報告がなく、具体的にどの事業に充当したかは示しようがございません。

また、社会保障経費は、決算額が、先ほどお話がありましたとおり83億900万円でございます。特定税源を除いた一般財源は47億5,500万円、地方消費税交付金の社会保障財源分5

億5,618万3,000円は、この一般財源47億円に充当されております。社会保障経費は年々増額の一途をたどっており、この地方消費税交付金は貴重な財源の一部として活用しております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

私からは、介護保険の関係の年度ごとの目標について御答弁をさせていただきます。

まず28年度、本年度でございます。区分ごとに申し上げますが、まず1点目に、介護予防サービス、現在、訪問介護、あるいは通所介護の御利用をいただいております方々に対してのサービスにつきましては、緩和した基準で行うサービス事業所につきましては、新たに指定をすることとなります。そして、現在、利用してみえる事業所で現行相当、それから今申し上げましたような緩和した基準のサービスが引き続き提供できるような形で進めてまいりたいと思っております。

それから2つ目に、生活支援サービスについてでございます。

これはお話にもございました本年4月の段階で、第1層のコーディネーターを1名配置をいたしました。そして、ここで一番重要なことでございますが、生活支援の新たな、いわゆる担い手となるボランティアの方々を養成できるような生活支援のコーディネーターが中心となって、そういう事柄について計画をしていく予定でございます。

そして、計画の作成につきましては、生活支援、あるいは介護予防サービスの提供主体等協議体や協議体の一部のメンバーから成るワーキングのところで、詳細について詰めてまいる予定でございます。

また、3つ目でございます。これは住民主体のサロン活動についてでございます。

これにつきましては、まず現状の活動の実態について把握をしようということで努めております。現在行ってみえるサロン活動、これについては継続を基本的に考えまして、それと同時に新たなサロン活動の設立について支援をしていきたいという考えでございます。

これが28年度の状況でございますが、次に29年度につきまして、これはおっしゃっていただきましたとおり、介護予防の日常生活支援総合事業が開始をする年度ということでございまして、生活支援サービスにつきましては、第1層の生活支援コーディネーターを1名増員したいというふうに考えておまして、生活支援の担い手となるボランティアの養成講座等を実施していきたいと考えております。

また、ボランティア養成講座の修了者につきましては、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが連携をしながら、その方々の活動の場を紹介していきたいというふうに思っております。

それから次に、資源開発ということで、これは第7期の介護保険事業計画の策定調査の中で、生活支援ニーズの調査結果とサロンの参加者から得ましたニーズ調査をもとに、生活支援サービスの開発をしてまいりたいと考えております。

それから3つ目でございます。住民主体のサロン活動につきましては、サロンの運営支援や、いわゆるサロン同士の他のサロンとの交流ができるような、そういった活動について支援をし

ていきたいという考えであります。

そして4点目でございますが、生活支援コーディネーターにつきましては、これは協議体の中で、第2層のコーディネーターを配置していきたいということで検討をしていきたいと考えております。

ここまでの29年度の姿でございますが、次に平成30年度につきましては、生活支援の担い手となるボランティア養成講座を継続しながら実施をしてみたい。そして、生活支援の担い手として活動していただくボランティアの方には、第1層のコーディネーターが中心となってスキルアップ研修等を実施してみたいと、このように考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

市長からいろいろ振り返っての感想等をいただきました。私も組織の再編成とか、保健センターの職員が児童福祉課に配属されたりとか、そういった面でかなり工夫がされているというところでの評価もしておりますし、防災についても、市民の参加がかなり進んだなということ。それから健康面においては、健康診断の受診率が上がってきたということ。そして、私もずっと議会で取り上げてきました公共施設の再編成については、かなり進んできているというふうに評価をしております。

しかし、数点、こうなったらいいのになど、やはり考え方が違いますので、数点、私思うところがあるので、その点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、市長が当初予算を190億円台にということで、大変そこに重きを置いていらっしゃるということで、平成28年度199億4,800万円という、大変際どい数字が出てきたわけです。これが皆さんにもお配りしたと思いますが、平成24年度から平成28年度の当初予算と決算を上げさせていただいております。私も当初予算を190億円にするということで、市長になられたときに、その意気込みというか、目標を持つことに対しては、大変私はよいというふうに感じていました。しかし、この190億円に縛られ過ぎてもいけないなということ、この3年半で少し感じているところであります。

今、市長がこの当初予算を組まれるに当たって、やはりいろんな事業において決算額に近い予算を組むようになった。そして、支所整備も一度にやらずに平準化して、各年度ごとにばらしていった。そして、私は市長とは意見が違うかもしれないですけども、本来、当初予算で組まれるべき事業が、それはこの190億円にこだわってではなく、職員の4月までに間に合うような仕事の仕方ができなかったのかもしれませんが、やはり当初予算に組むべきものが当初予算に入ってきていないこと、そんなことを私は思っています。

この質問をするに当たって、私は財政課の職員とか、公務員の方々がどのような予算の組み方をするのか、正直言ってたくさんの本を読みあさりました。その中で、当初予算の大切さというのを痛切に感じて、やはり今の予算の組み方というのは、ちょっと基本からずれているのではないかなということを感じている次第です。

まず、この決算額について、平成24年から平成27年まで決算額があります。これについて、

市長はこれを見てどのような感想をお持ちなのか、まずはちょっとお伺いをしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

各年度の決算額におきましては、その年に行われた事業の全ての評価だというふうに思っておりますので、非常に重要なものであって、その決算があつて次の年度の予算があるというふうに考えておりますので、非常に重要なものだというふうに感じております。

○2番（吉川三津子君）

私も本当に、この議会は決算議会で、この決算での議員による審査というのが次の予算に生かされるということで、大変重要には思っているんですけども、この額というのは、やはり国の施策で変わる、そしていろんな大きな事業に取り組みなければならないときに変わる、それは当初予算でも同じだと思うんですよ。ですから、私は、この当初予算とか決算額に、余り額に縛られてはいけないのではないかなというふうに思っています。目標を持ってこれに近い数字を出そうという思いには私は賛同するんですが、やはり財政運営をしていく上で、きちんとした指針というものを持つべきではなかろうかと。当初予算とか決算以外に指針を持つべきだと思っておりますが、その辺について市長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

予算の編成につきましては、議員から私が就任した当初、目標設定というお言葉をいただいて、同規模団体の津島市の規模程度の予算におさめなければならないということで、私といたしましては、当初予算規模で190億円規模にまずするべきではないかということをご述べていただきました。

その後、各年度の予算編成につきましては、しっかりと根拠を示していただいて、それを予算計上するというのと、あと前年踏襲に捉われてはならないということの話をさせていただいております。決して私としては、190億円規模にこだわること、もしかしたら職員はこだわっているかもしれませんが、私自身としては、それよりも根拠、そして新たな方法などをしっかりと示していただいて、予算計上していただいて、それに基づいて議会の皆さんの審議を受けるべきだと。我々が納得していないものを議会にお示しをして説明はできないというふうに思っておりますので、決して190億円規模に必ずならなければならないということではございませんけれども、できる限り今の財政状況を考えて、しっかりと国・県の補助をとれるものはしっかりと獲得をしてやっていくことが、私は愛西市に必要だと思つて、この間、予算編成もさせていただいておりますので、お願いしたいと思います。

○2番（吉川三津子君）

やっぱり職員の方々って、以前にも市長のマニフェスト討論会とか何かあると、職員の人たちはみんな来て、必死に何をおっしゃるのか手帳に書きとめ、それを守らなければいけないということで仕事をされていると思うんですね。そういった面で、やはり職員にとっては、この190億円というのは、大変大きな数字であつたのではなかろうかなというふうに、私は日々職員の方々とお話しする中で感じておりましたので、その点はまた今後留意していただきたいと

思っております。

私自身は、今後財政の指針としては、債務負担行為とか、そういったものも含めて1人当たりの借金がどれぐらいなのか。やはり人口も変わってまいりますので、1人当たりどれぐらいの借金があるのか、そんなところの指針を大切にさせていただきたいなというのは私の思いでありますので、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

補正予算というのは、国のほうでも、災害時とか、経済的に大きな問題が起きたときにしか許されないのが補正予算です。でも、今の愛西市は決してそうだとは言えないと思っております。職員もそういった当初予算の本来の姿、当初予算というのは、市長がこの1年間で何をなし遂げるのか、それを全て網羅するのが当初予算です。ですから、市長が施政方針で述べられた事業は必ず入っていなければおかしいわけで、その試算をとことん職員の能力を發揮しながら予算の積算をするというのが当初予算であろうと、私はいろんな本を読みながら思いました。それだけ当初予算というのは、市長の1年間の全てをここにあらわすのが当初予算であると私は思っておりますので、その点も職員の皆さんに御理解いただいて、取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

津島市でも、以前は補正予算主義とか、そんな感じで組まれていましたが、市長がかわられてから新しい予算の組み方に変わっているはずですよ。その辺もまた、新たに参考させていただければよいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから次に、自治基本条例をつくっていただきました。こういった自治基本条例をつくる中で、市民の責任ということで、納涼祭りとか、いろんな面で市民が主体になって動かなければならないという働きかけもしてきていただいていると思っております。その辺については、本当に評価をしておりますし、私も立田の納涼祭りのお手伝いをしているんですが、本当に市民の方たちが主体的に動き出したなあというふうに変化を感じている次第です。

でも、1つ、私がこの自治基本条例の中でとても大切なのは、市民が主体的に動くには、いかに市の情報を公開し、共有するのか。情報を持っていなければ、市民は考えることができません。行動することができません。情報共有して初めて市民協働、市民参画が始まっていくわけですよ。その点において、私は情報共有が本当にされているのか、十分なんだろうかということを感じています。

1つ、私、市役所の南側のゲノタの幹線水路のお話をさせていただきたいと思っております。

昨日、佐屋地域のほうで説明会が行われたと聞いています。それが終わった後、私のほうに数名の方から連絡がありました。あそこを遊歩道的な散策路にするというお話の説明があったと思うんですけども、自分たちはヘドロさえ取ってもらえればいいんだという話なんです。そういうお話で数名の方からお電話をいただきました。中には、そんな散策路をつくるぐらいだったら、佐屋駅があんな危険な状況になっているんだから、佐屋駅をやってよ。子供たちの通学路で歩道のないところがまだいっぱいある。危険な状況で学校に行っているんだから、そちらが先でしょうとか、そんな御意見をいただきました。この事業というのは、こちらが市役所でこちらが親水公園ですけれども、そちらまでのヘドロを取ったりとか、遊歩道をつくった

りとかの工事ですね。

これ、ちょっといろいろ調べたんですけども、最初は日光西土地改良区は、しゅんせつ、ヘドロを取りたいということで県のほうに相談に行っています。そして、平成26年1月に土地改良区と県と市で話し合いをして、土地改良区のほうが基礎調査を発注している。そして、平成26年2月に改良区のほうから市長に遊歩道を含めた費用負担をお願いしたいという要望書が出された。そしてその後、事業をするに当たって必要なアンケート調査がされた。これは本当にこれを聞いてどうするのというようなアンケートの内容だったんですけども、そんなアンケートがされ、平成27年4月には事業採択がされ、28年2月から順次全体の事業説明がされているということなんですね。

じゃあこの事業のことを市民は知っていたのか。知った上でこの事業をすることが決められたのか。正直、議員である私も、これを知りませんでした。昨日、平成27年の総合計画の実施計画にぼつりとありました。3月議会には市道の廃止ですか。そんなのがあったと思うんですけども、これが総事業費10億円もかかる。そして、市が2億5,000万負担する。そんなこと私、議会人でありながら、今後の支出がこれだけある話なんて聞いていないわけです。市民の方々もびっくりです。

これを調べた後、私、農業をやっている方に話をしました。ゲノタの水路のことをどう思うと言ったら、県がやってくれるんでしょと言いました。違う違う、2億5,000万愛西市が持つんだよ。ほとんどの人が、全て県の事業だから県がやってくれるということで農業関係者の人は思っていたらびっくりです。そういった状況があります。

この事業を見ると、しゅんせつだけならば5,500万円で済むんです。散策路をつくって整備すると、愛西市は2億5,000万を払わなきゃいけないんです。じゃあ2億円を払ってでも、この散策路が必要なのかという評価、そして市民の意見は聞けたのかといたら、私は決してそうではないだろうというふうに思っています。

まだしつこく、私はきょうの朝、まだ調べ続けていたんです。そうしたら、内閣府のホームページで偶然にこの事業のことを見つけました。平成27年から平成31年の期間で地域再生計画を弥富市と一緒にやって採択されています。

それで、昨日、必要のない道路整備に賛成したことを反省していると大野議員は述べられました。その市道2号線もこの中に含まれているんです。大変びっくりしました。内閣府のほうで大きなこういった事業が採択されているのに、市民も議会も知らない、こんな愛西市の行政運営でいいのだろうかということを思いました。

特にやはり土地改良区の仕事とか県が絡んだ仕事、国の仕事というのは、市民の声を聞かずに市民の方々の住環境が変わってしまうという一つの問題があります。これは私、立田のときからずっとその問題を申し上げてきました。土地改良区の方々だけの賛成ではなくて、そこに非農家の方たちも住んでいる。そういった方々の意見を言う場がないというのは、問題ではないかということで申し上げてきました。

私はそこで市長にお伺いをしたいと思うのですが、多分こういった事業に市長がゴーを出さ

ない限り前には進まないと思いますが、こういった事業について市民が知る機会、決まる前に知る機会をつくるのが、やはりこの自治基本条例の趣旨ではないかと思います。その点について、答弁をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

当然議員がおっしゃられるとおり、できる限り多くの情報を我々としては提供するというのが努めだというふうに思っております。しかしながら、受けとめる方がその情報が本当に必要とされているのか、されていないのか、また必要な情報が必要な方に届いているのかということは、非常に難しいかなとは思っておりますけれども、今後におきましても、できる限り市がやるいろいろなことについては情報提供を、今ですと広報とか、アンケートとか、住民説明会とか、さまざまな方法があるわけですが、そういった方法をとれば本当に必要な方に必要な情報がお渡しできるのかということは、今後しっかりと研究していかなければならないなあというふうに思っています。

あと地元からのさまざまな要望については、我々としては地元の方々を代表して要望されているというふうに思っておりますので、その中でしっかりと議論をしていただいて要望していただいて、その結果によって我々は判断せざるを得ないのかなあということも1つ思っております。

今、言われたゲノタの件につきましても、過去の議会の議事録を読んでおられますと、以前にも取り上げられておりますので、議員が最近まで知らなかったということは、議員がその質問を取り上げられているときに、しっかりと聞いていただいていたということですので、全く今まで議員の皆様方が多分知らなかった事業ではないのではないかというふうには我々は思っています。

特に土地改良の事業につきましては、多くの組合員さんたちが賦課金を払っていただいて、それによって我々は排水関係をしていただいて、まず生活する基盤をつくっていただいているということですので、やはり組合員の方々の意見は非常に多く、本当に大きな賦課金をお支払いしていただいておりますので、また土地改良のほうには、こういった御意見もあったということは当然伝えさせていただきますけれども、そういった部分も御理解いただきたいなとは思っております。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

もちろん議会の中で一般質問等で取り上げられていることは重々承知しております。しかし、やはりこれだけの支出が伴うということについては、評価・検討はされていないと思っておりますので、その点において申し上げたことであります。

やはり土地改良区の方々の意見とか、そういったもの重要であろうということは十分わかっておりますが、散策路、今回の事業については、県と国と市が、国が半分、県が25%、市が25%払う、土地改良区の事業ではないわけなんですね。そういった面からも、しっかりと誰にどう広報していくのか。散策路という形で上がってきておりますので、その辺をやはり土地改良区だけの問題ではないだろうというふうに思っております。

地元からいろいろ農業関係の方々から御意見が上がってくることも重々承知しておりますが、やはり非農家の方もそこには住んでいらっしゃるということも踏まえて、ぜひこういった問題について、地元の意見ではなく、地元の農業関係、地元の土地改良区の御意見という形で受けとめていただかないと厳しいなあというふうには思っておりましたので、よろしく願いいたします。

では次に、消費税についてお伺いをしたいと思います。

先ほど話がありました。先ほどのお話を聞くと、地方消費税が5億6,000万あります。これを一般財源と一緒にして、それを福祉も含めたものに案分しているんだなということをおっしゃったんだと思います。それは私も以前、地方消費税の問題を取り上げたときに、どの事業に使っているかは特定できないということですので、やはりいただいた数字を事業に数字で当てはめているにすぎないなあというふうに感じております。

あと地方消費税の関係では、8%になったときに消費税法の第1条の第2項で、毎年度制度として確立された年金、医療、介護、少子化に対処する施策に要する経費に充てるものとするということで法律で明文化されています。そして、地方消費税交付金については、地方税法の第72条の116、第1項、第2項の中に、都道府県や市町村も国と同じようにこの4つの年金、医療、介護、少子化、それとその他に社会保障施策に要する経費に充てるものと規定しているわけなんですよ。

でも、先ほどのお話ですと、どっぴりと一般財源の中に入れてしまって、それを分けていらっしゃる。本当に福祉の充実に使いましたという説明責任が果たしているのかと言えば、それは果たせてないと思っています。今回、ここにどっぴりと入れました。私、慌ててつくっているの、金額とかが違っていたら教えていただきたいんですけど、残りのお金の17億円ぐらい基金に積んでいらっしゃると思うんですが、昨年よりもたくさんの基金を積んでいます。それはなぜ、この基金はたくさん積めたのでしょうか、その辺について御答弁いただきたいと思います。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

まず先ほどの税法の関係の御説明をいただきまして、ありがとうございます。

そもそも論なんですけれど、1つ確認だけをしていただきたいなあということなんですけど、平成24年2月に閣議決定をされています。その閣議決定の内容といいますのは、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成だということで、内容を少し触れさせていただきますと、社会保障給付については、見合った負担を確保しないまま、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難であると。

もう1点が、消費税率の引き上げによる安定財源の確保が前提であり、社会保障機能の強化や安定化を図るために、それに見合う安定財源を着実に確保していく必要がある。そもそも論がこういったことでございます。

それに基づいて、先ほど議員から説明がありました地方税法、それから消費税法、それに基づいているということで、その中で、社会保障に要する経費に充てるものとするというよう

な表現がございます。これは消費税法、先ほどの地方消費税も同じように社会保障費に充てるということで、先ほどの質問に戻りますけど、我々の考え方として、国からいただいております交付金、5億何がしの金額ですけれど、全体として社会保障費で使っている額といたしますのは、特定税源を除きました47億円余の一般財源のほうの中に充当しておりますので、ここで言う消費税法、それから地方税法で言っていることの経費に充てるものとするというところで該当するというふうに理解をしております。

それと基金への積み立ての関係でございますが、もともと予算の作成の考え方なんですけれど、当然予算を作成しますと財源不足という、予算不足といたしますか、そういったものが発生します。そういった場合に、財政調整基金を初め、そういった基金を取り崩して、歳入歳出を合わせているような現実があります。歳入が多いからといって、特に無駄遣いするわけでもなく、余分に使うわけでもございません。次世代のための負担を少しでも軽減させるというような意味で、そういった基金を少しでも取り崩さないようにと、こういったふうで運用しておる結果が、基金に最終的には取り崩しの額が減ったと、こういうように考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

もちろん私はこの地方消費税交付金が社会保障の安定化、そしてプラス充実に使われるということは承知しております。安定化にも使わなければいけません。でも、国のほうはきちんと充実、充実と安定は違うわけですね。安定は今までのものが存続するために使うわけです。充実プラスアルファの部分で、きちんと国のほうは、地方は充実にも使いなさいということで分けてきているわけです。やはりこういった国の動きを捉えた上できちんと使っていただかなければ、私は10%になったときに、全て同じ井の中に入れられ、箱物に使われたのか、福祉に使われたのか、わからない状況になってしまう。

今、一般財源のここの中に入れたんだから、社会保障に使っていると言えるでしょうとおっしゃいました。でも、ひょっとして土木のほうが膨らんで、その分がこちらに行っているかもしれない。ですから、今の説明の仕方では、消費税交付金が社会保障の安定・充実に使われたということにはならないというふうに思います。ぜひ今後、地方消費税交付金を市民にきちんと福祉に使ったということが説明できるような予算の組み方、それをぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点、基金がふえたお話をさせていただきました。

県のほうに基金がふえたことに対して、愛西市は報告しているんですよ。愛西市は去年に比べてお貯金がふえています。その理由は何ですかというところに、地方消費税交付金の増により基金の積み立てがふえました。何にでも使えるような基金に、消費税がふえたからここへ積み立てましたといったら、これはこの後、何に使われるかわからないのではないのですか。

やっぱりそういったところで、この地方消費税交付金がきちんと社会保障に使うんだというところが明確になっていないのが現状であろうと思いますが、その点について1点、お伺いしたいのと、今、愛西市では基金の中で、正式名は忘れまして。福祉基金があります。それは

もう数年前に法の縛りが外れて、前、議会の中でも財調に入れてしまっただけではどうですかということをお話ししたことがあります。私は最低でもこの予算で予測した地方消費税交付金と決算との差額ぐらいは、きちんと福祉基金に積んで、きちんと福祉基金がその後、また福祉に使われるような担保をしていくべきだと、私はそれが市民への丁寧な説明であり、明確な消費税の使い方だと思えますが、その点について市の見解を求めます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

市民にできるだけわかる表示をいうような御質問でございますが、国のほうからですけれど、日にちにしまして平成26年1月24日ですけど、総務省のほうから最終的な各市町村の担当のところへ引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について、こういった文書をいただいております。その中には、記入する様式とか、そういったものも示されており、なおかつ予算書や決算書の説明資料等において明示していただけますようにというふうに記載がされております。この様式に従って、日にちが平成26年1月24日だったということもありますけど、それ以降、これに従って表示のほうはさせていただいております。したがって、今の説明不足というふうなお話ございましたが、最低限のことは守っているというふうには理解をしております。

それから、福祉基金にといったお話もございましたけど、そちらのほうに関しましては、今後の方針も含めて、少し検討課題にさせていただきたいと、こんなふうには思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

私からちょっと補足で御答弁させていただきますけれども、議員も御承知のとおり、今後、社会保障費はさらに伸びていくということが大変危惧をされますので、今言われている財源につきましても、現状の愛西市のさまざまな福祉施策がどれぐらいの水準にあるのかということも十分に我々としては判断していかなければなりませんし、じゃあ今のサービス基準でさらにサービスを受ける方が当然ふえてきますので、そういったときに、しっかりとした安定的な財政運営ができるかということもしっかりと見据えて行政運営をしていかなければならないということがありますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

市長のおっしゃることは、重々私は承知しているつもりです。その中で、やはり消費税のアップを認めた有権者、選挙の中で。やはりその中で説明責任、今、部長は国が定めた様式でやっているから最低限大丈夫だと。最低限じゃなくて、もう少し丁寧に愛西市はやりましょうよということなんです。

これからやはり今の福祉が維持できない状況になってくるかもしれません。だからこそこの福祉に対して、今はこうなんだ、これだけ人数がふえたから消費税を入れたんだと、消費税を入れても足りないから許してくださいと、そういったところの話をきちんとしていかなければ、私は市民の方々の理解は得られないというふうには思っているんですね。

この報告の仕方はいろんな自治体でまちまちです。今、部長は国のフォーマットということをおっしゃいました。いろんな自治体でいろんな工夫をしながら報告がされています。ぜひ愛

西市でも、地方消費税交付金が今度10%になったら、もっとこの市の財政の中で占める割合が大きくなるわけですので、その辺もう一度考えていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

どのような分析ができるかはわかりませんが、当然我々としても、先ほど予算のお話もありましたけれども、財源をしっかりと示さないといけないという考えは変わりませんので、議員が思っているような表示の仕方はできるかどうかは別といたしまして、我々としては、数値的な根拠が示せるような資料をまた今後、内部でもしっかりとさまざまな意見を出し合って努めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

では、その点よろしく申し上げます。

時間がなくなってきてしまいましたので、介護のほうの質問をしたいと思います。

正直、介護については2年以上、毎回一般質問で取り上げさせていただいて、それだけ私は危機感を持っているわけですが、ずうっとサロンについて実態把握をしていますという答弁が続いていますので、その点については、やはり私納得がいきませんので、指摘をさせていただきます。

あと、これからボランティアの育成がされていくということですが、やはりボランティアの育成については、ボランティアの中心を担う人の育成、そして時間のあいたときにボランティアをする方の要請が必要だと思っておりますが、その2つに分けてやるつもりなのか、お聞かせください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

今、おっしゃっていただきました生活支援の担い手となるボランティア、あるいはサロンの活動につきまして、それを活発にしていくためには、当然リーダーとなるような方の養成というのが必須になってくると思います。

そういった人材の育成につきましても、今後詰めてまいりたいと考えておりますし、サロン活動につきましても、その実態の調査もコーディネーターによりしてございまして、活動の内容についても、当然調査結果が出ておりますので、そういった調査結果を踏まえまして、今後の方向性を協議会の中でまた詰めてまいりたいと考えております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

これから要介護1・2の方々も住民のボランティアで担っていかなければならない社会になっていくわけです。早目に私はいろんな方々に動き始めていただく必要があると思っております。そのためには、立ち上げのための補助金、それから運営の補助金、まずは1年目はこれだけでやるんだという方向性を示しながら、そういったサークルを集めていかなければ、私は間に合わないと思っております。県下でも春日井市とか、そういった立ち上げ費用の補助金とかホームページに載っていますので、それを見てください。

弥富市でもサロンには1回5,000円ということで金額を決めてやり始めています。愛西市の

社協のサロンはちょっとほかとは違った内容ですので、またそれもこれから考えていかなければならないと思っていますが、やはり補助金制度の早期確立と、市民協働課が介護保険の一部をもっと強く担うということが必要だと思いますが、その点について答弁を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

サロン活動への補助につきましても、先ほど申しあげましたように、その実態調査を踏まえて、近々10月にまた協議会の会合がございますので、そういったところで方向性を出していきたいというふうに考えております。

それと市民協働というところがございます。今回、新しい総合事業の大きな目的となっております、いわゆる地域の実情に応じた住民との多様な主体が参加をするということが大きな柱となってこようかと思っておりますので、現在、市民協働課の職員も協議の場であります協議会のほうに加わって一緒になって進めておるところでございます。以上です。

○2番（吉川三津子君）

市民協働部長は、この点についていかがお考えなのか、答弁をお願いいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

このサロンというようなことで、私も昨年度まで福祉部長でありましたので、非常に関心があるところでございます。

それから、市民協働という例示の中で、真っ先に出てくる介護保険のこのサービスですので、地域ニーズ、市民ニーズ、それから担い手となる住民の方の掘り出しを、積極的に市民協働という目線で、市民協働課を中心にやっていきたいと考えております。以上です。

○2番（吉川三津子君）

終わります。

○議長（大島一郎君）

それでは、2番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。2時40分まで休憩とします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

次に、質問順位9番の10番・真野和久議員の質問を許可します。

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは、一般質問をしたいと思っております。

今回質問をするのは、2つの点についてであります。

大項目として、まず1つ目が、介護保険制度の特に新しい総合事業への対応について、それから2点目として、災害時の市民支援について、この2点について質問を行います。

では、まず介護保険制度、総合事業への対応はということで質問を行います。

介護保険制度が発足して17年になります。しかし、今、安心な介護となっているでしょうか。今でも重い介護の負担から起きる無理心中や殺人、仕事をやめなければならなくなる介護離職、たくさんの方の特別養護老人ホームの待機者、介護現場での人手不足など、まさに危機的状況となっています。しかし、そうした中で、今、国がやっていることといえば、基本的には、市町村や、また住民に対しての負担をふやしている方向ばかりではないでしょうか。

2014年度の法改正が行われたときに、1つは、来年度からの要支援の1・2の予防給付に関しては、市町村が担っていくこと。それから、特別養護老人ホームでは、要介護度3以上じゃないと入所できなくなってしまうこと。また、一部利用料を2割負担とする。さらには、ショートステイなどの食事代なども有料化するというような改悪が行われます。さらには、今検討されているのが、まさに要介護度1・2までを今回の総合事業へと組み込んでいく。さらには、生活援助や福祉用具、住宅改修なども原則自己負担にしていく、そうしたことも今検討がされています。そうした中で、いかに市民の皆さんに安心した介護を提供できるか、受けてもらえるかということ、大変な中でも市が葛藤しながらやっていく必要があります。

先ほど申しましたが、来年4月から改定介護保険法による要支援者への支援サービスの見直しである介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業をスタートさせなきゃなりません。今回は、この点について中心に質問をしたいと思います。

この新しい総合事業に関しては、国が全国一律の介護保険サービスから市町村の事業へとうつっているように、その基準や内容、単価、利用料などは市町村でまさにばらばらとなります。言い換えれば、国がこれまで保険事業として責任を果たしてきた基準や内容、単価、こうしたものが、まさに放棄されるという状況になっています。

この新しい総合事業に関しては、要支援者へのホームヘルプサービスやデイサービスが市町村の事業に移行することは、ある意味、市民や市内の業者の身近なところでさまざまな事業やサービスが行え、料金も決められるということで、ある意味期待がされるということもあるかもしれませんが、その一方で、そうしたことが結局はサービス内容や、あるいは働く人の賃金の低下や、またそうした事業者の経営悪化を起こしていく、そうした危険性が極めて高いものであるということも言えます。

その中で、以下の次の4点について質問をいたします。

1つは、総合事業への対応はどこまで進んでいるかということであります。

来年4月から実施される介護保険の介護予防・日常生活支援事業、いわゆる総合事業への対応はどこまで進んでいるか。その進捗状況と課題についてお尋ねをします。

そして2点目は、要支援1・2の訪問介護、通所介護サービスが現状どおり維持されるのかということ。総合事業の導入後、現在、また今後の要支援1・2の方が必要であれば、これまでどおりの介護予防訪問介護、そして介護予防通所介護に相当するサービスをちゃんと受けていけるのかという点であります。

また、いわゆる要介護認定を受けなくてもいいという基本チェックリストや、またその後の介護予防ケアマネジメントの運用はどういうふうに行われるのかについてお尋ねします。

それから3つ目が、総合事業費の財源の確保の問題です。こうした形で、今回、いわゆる介護保険制度の給付からある意味の制度から外されてしまうこの総合事業、自由にお金を使えるわけではありません。その点についてお尋ねをいたします。

それから4点目は、生活支援体制の整備事業はどうなるのかということです。いわゆる生活支援体制事業の中でのコーディネーターや協議体の状況についてお尋ねをします。

それから第2項目の災害時の市民支援についてに移ります。

先日、災害ボランティアのメンバーから興味深い機関誌をいただきました。今、お手元のほうにお配りしていただいたのがそれで、この震災リゲインという機関誌であります。これはNPO震災リゲインというところが出している機関誌、3カ月に1度ぐらいに出す機関誌なんです。その震災リゲインプラスというもので、どこが興味深いかということ、いわゆる中面であります。

ここに書いてあるのは、「知っておこう、被災地、生活再建の第一歩、お金や住宅支援制度の基礎知識」ということで、いわゆる震災、災害を受け受けた後、被災した後のさまざまな住宅、あるいは金銭的な支援について、どんなものがあるのかについてが一覧として説明が書いてあります。

さらに、これは熊本地震を機につくられたというのもありまして、熊本弁護士会の相談はここへ、そういうものも書いてあるわけですが、こうしたものをいただきました。そして、言われたのは、こうした内容を被災前から市の広報で市民の皆さんに広げたらどうでしょうということでした。

8月28日に愛西市は市の総合防災訓練を行いました。毎年毎年さまざまな工夫が行われて、ことしの訓練では、目比川の決壊の状況を想定して今回訓練がされた。いわゆる市民も含めた実践的な避難訓練ということでは非常に評価できると思います。また、今は例えば避難所運営などの基礎的なことを体験してもらうなど、避難所も市民が中心に運営してもらえるような体制へという形の方向性も非常によいものだと思います。ただ、そうした全体的な訓練だけではいいのかどうかということも、やはり考えていかなければなりません。

さまざまな防災啓発の中では、震災などの災害が起きる前のさまざまな準備とか心構えとか、こうしたものはさまざまな啓発が行われていますけれども、震災後の生活再建をどういうふうに行っていけばいいのか。あるいはその中で、そのためにはどんな支援があるのかということは、今の現状では行われていないのが現実です。そうしたことについても、しっかりとPRしていくことが必要ではないでしょうか。

先日、愛知大学のある先生の話をお伺いしたんですけれども、市町村は受援力をつけなければなりませんという話がありました。受援力とはどういうことかということ、受容の「受」に援助の「援」に「力」なんです。要は、災害時に当然自分たちが何とかしようというのは基本としてあるとは思いますが、しかし、とてもそれでは災害に対する対応も、また復興もできません。当然外から、さまざまな市町村とか、国や県からの支援を受けながら復興をしていくことが必要なんです。そのときに必要なことは、それを上手に復興を受ける、支援を受けら

れるかどうか、これがまさに受援力というふうに言われていました。

今回の熊本の震災でも、自治体はそうした災害の想定を十分にしていたとは思えないところがあります。そういう点では、せっかくさまざまな支援があっても、それをうまく受けられなかったということも、今回の震災の大きな経験ではないかというふうに思います。

愛西市もそうした点で、何が自分たちでできて何が自分たちでできないのかということをしつかり把握しながら、災害のときにどういった支援をどういう形で受けていくことが必要なのか、そうしたことをぜひとも考えていただきたいと思います。こうしたことについては、またぜひとも一般質問等でも御提案したいと思えますけれども、今回は市民生活という中での再建をいかにうまく支援をしていくのかという点で提案をさせていただいております。

そうした中で質問したいのは、支援の手続の情報提供をとということで、実際の災害時に速やかにこうしたものがチラシなどで情報提供できるようなひな形をちゃんとつくっているかどうかをお尋ねします。と同時に、こうした被災時の住民支援制度、これには例えば罹災証明書の発行の問題とか、住宅のさまざまな再建の問題とか、あるいは義援金などの問題とか、それからあるいはさまざまな被災したときの福祉制度とか、そうしたものがありますが、そうした情報などを事前に広報で啓発してはどうかということでもあります。

なぜそれを提案するかというと、市民の皆さんに事前に知っていただくことが重要だということではなくて、こうしたものを市自身もやっておけば、こうしたものを活用してさまざまなひな形等もつくれるし、さらには災害時に、焼き直しではありませんけど、こうしたものをすぐに発行できるというメリットもあるからです。ぜひともその点について検討をお願いしたいというふうに思います。

以上、最初の質問を終わります。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず私から、介護保険制度についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の新しい総合事業の進捗状況と課題はというお尋ねでございます。

議員御承知のとおり、新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、大きく分けて2つの事業に区分をされております。1つは、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、そして介護予防支援事業、いわゆるケアマネジメントから成ります介護予防・生活支援サービス事業でございます。そしていま一つは、一般介護予防事業となっております。

これらの進捗状況でございますが、まず訪問・通所型のサービスにつきましては、要支援1・2の方が利用されてみえます訪問・通所介護事業所を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の説明会を本年5月24日に開催をいたしました。

その内容といたしましては、新しい事業のまず概要、それと現行の訪問・通所介護相当サービスと、それから訪問・通所型サービスAと呼ばれます緩和をした基準についての説明をいたしました。

サービスの単価につきましては、現行相当のサービスにつきましては、従来どおりの単価といたしまして、いわゆるサービスAと呼ばれる緩和をした基準につきましては、現行相当の8

割の単価になることを御説明したところでございます。

また、生活支援サービスにつきましては、要支援1・2の方で配食サービスを利用してみえる方、あるいは孤立死防止対策事業の対象者等を移行したいというふうに考えております。

また、一般介護予防につきましては、まず支援を必要としている人の実態をつかむため、介護予防把握事業といたしまして、アンケート調査を75歳になる方々を対象に検討をしております。また、地域介護予防活動支援事業といたしましては、委託事業として現在行っておりますサロン事業を考えております。

続きまして、2つ目の御質問でございます。

要支援1・2の訪問・通所の介護サービスは維持をされるのかという御質問でございます。

この制度につきましては、平成29年4月前に要支援として認定をされてみえる方々につきましては、その認定の更新のところまでは、従前の予防給付としてサービスが提供されます。一方で、29年4月以降に認定の更新がなされる方々で要支援の認定を受けられた方々につきましては、そのサービスが新しい総合事業のほうにかかわることになります。

これにつきましては、その事業の実施を検討してみえる事業者の方々を対象に説明会を行い、訪問型、あるいは通所型のサービスの基準についての概要説明も行っておりますが、基本的にサービスの対象は、国の基準を参考にいたしまして、現行相当のサービス、あるいはその方々のそれぞれの状態等を踏まえながら、緩和をした基準によるサービスへの移行という形で進めていきたいと考えております。

それから基本チェックリスト、それからケアマネジメントの運用についてでございます。

基本的に窓口で担当によります被保険者の方の相談の聞き取りによりまして、希望するサービスを決めてまいります。その時点でサービス事業なのか、あるいは要介護の認定の申請なのか、あるいは一般介護予防事業についてなのかというところのまず事業説明をした上で、その振り分けをさせていただくこととなります。

ここで明らかに要介護認定が必要な場合ということになりますと、予防給付、通所・訪問介護以外のサービスでございますが、そういった給付や介護給付によるサービスを希望してみえる場合、これは介護認定の申請の手続のほうへつなげてまいります。そして、サービス事業によるサービスのみ利用希望されるという場合におきましては、要介護認定を省略いたしまして、基本チェックリストを用いて迅速なサービス利用を行っていただけるようになります。

窓口におきまして、介護の認定申請を進めるのか、あるいは簡易な基本チェックリストにするのかということにつきましてはの判断は、対象者確認票というものをを用いて判断をすることとなります。

また、介護予防・日常生活サービス事業の指定を受けた事業所を利用される場合につきましては、今までどおり、原則的な介護予防ケアマネジメントを実施いたします。そして、その様式につきましては、ケアプランの様式でございますが、それにつきましては、国から示されたものをベースに、近隣の市町と記入方法などの調整を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の新しい総合事業の財源についてのお尋ねでございます。

総合事業の財源につきましては、法令の定めによりまして、国25%、県が12.5%、市が12.5%、そして1号の保険料が22%、2号の保険料が28%という構成となっております。

それから、4点目の御質問でございます。

生活支援体制整備事業の中の生活コーディネーターやその協議体の状況でございます。

この生活支援体制整備事業につきましては、本年4月1日に生活支援コーディネーターを1名配置いたしております。そしてまた、本年5月26日に設立をいたしました生活支援・介護予防サービス提供主体等の協議体におきまして、コーディネーターに関する事項、生活に関する地域ニーズの把握、そして地域資源の把握と活用、また情報交換の場などについて検討をしておるところでございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうから、大項目の2の災害時の市民支援ということで、実際の災害時に速やかにチラシをつくって情報提供したらどうかという御質問でございます。

現在、愛西市におきましては、そういった情報提供できるようなチラシのひな形は作成しておりません。

それから、被災地の住民支援制度、罹災証明だとか、住宅復興だとか、義援金だとか、福祉制度など、事前に広報で啓発したらどうかということでございます。そういった情報を啓発することにつきましては、積極的にやる必要があるという認識をしております。ただ、その制度につきましては、多岐にわたるといようなこともありますので、各課の調整の上、進めていくつもりでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは最初に、災害時の市民支援のほうから聞きたいというふうに思います。

今、答弁のほうで、現状ではひな形はないけれども、必要な広報などの啓発の部分については、調整しながら進めていく必要があるというふうに答弁がありましたが、ぜひそれをやりながら、ひな形等もつくっていただきたいというふうに思います。当然災害ごとにこうした支援の中身が変わりますので、そうしたことを踏まえながら考えていかなきゃならないと思いますけれども、お願いしたいと思います。

それで、1つだけ質問なんですけれども、今、市として、災害支援、被災者支援として、今後災害が起こったときに知らせるべき内容というのは、具体的にどのぐらいあるのか、これだけはちょっと確認をしたいというふうに思いますので、お願いします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

愛西市の地域防災計画にも搭載しております災害復旧、民生安定のための緊急の措置という項目がございます。被災者支援としまして、市民に知らせるべき内容につきましては、主なものとして、先ほど来言っておりますが、罹災証明の発行、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付け、被災者生活再建支援金の支給、生活福祉資金の貸し付け、災害見舞金の支給、農林漁業災害資金、中小企業復興資金、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金の貸し付け、市税等の減免、それから義援金の配分などを考えております。以上です。

## ○10番（真野和久君）

ありがとうございます。

一応、防災計画の当然一覧としてあるものもありますので、そうした中で、さらに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、介護保険制度総合事業の対応はというところで再質問をしていきたいというふうに思います。

まず最初の総合事業への対応というところで、項目ごとに説明をいただきましたが、その中で、まず最初に、介護予防・生活支援サービス事業のうちの訪問型サービス及び通所型サービスにおいてのお尋ねをしたいと思います。

現状、今、いわゆる要支援1・2の方がどのぐらいのサービスをそれぞれ受けておられるのかということがまず第1点。それから2つ目として、サービスA型ですね。緩和した基準のサービスまでは説明がありましたが、その他のサービスBやサービスC、あるいはいわゆる市民の方が参加したりする支援とか、あるいは緊急とかという事業とか、そうしたことについてはどういうふうになっていくのか。

それから、先ほどサービスAの話がありましたが、これは今後、どのように行われていくのか、業者の指定、いわゆる募集とか、設置基準とか、あるいは雇用の形態とか、そうしたことについてどうなっていくのか。特に、あと事業従事者の方の資格、あるいは研修、それから当然あとは継続型に対して、単価が大体約8割という話がありましたが、こうしたことになることについてなど、サービスの提供者、いわゆる事業者の方の声などについてはどのようなものがあるのかについて、お尋ねをしたいと思います。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、お答えをしたいと思います。

まず1点目の、現状ではどのぐらいの方がサービスを受けてみえるのかという御質問でございます。

これは1年間の、27年度でございますが、利用件数となりますが、まず介護予防訪問介護につきましては1,532件、そして介護予防通所介護につきましては3,328件、合計で4,860件という利用内容となっております。

それから2点目、サービスB、それからサービスCについてどうなっていくのかという御質問でございます。

まずサービスBにつきましては、訪問型・通所型を含めまして、これは有償・無償のボランティア等により提供をされる、いわゆる住民主体による支援に類型化をされますが、新たなサービスでありますので、まず担い手の育成、確保から始めていきたいと考えております。

また、市内でサロン活動など、既に活動されている方々もお見えになりますので、そういった方々の御協力も得ながらサービスに発展させることができないか、調整をしていきたいと考えております。

それからサービスCにつきましては、これは現在行っております健食健口教室に移行してい

きたいと考えております。

それから3点目の御質問でございます。サービスAはどのように行われるのかというところでございます。

これは、いわゆる緩和した基準によるサービスでございますけれども、基本的に現行相当のサービスよりも設置基準、それから雇用形態、従事者の資格等において緩和をされた市独自の基準を設け、それを満たす事業所からの申請に基づき、市が指定をした事業者によるサービス提供がなされるものでございます。また、担い手の研修につきましては、社会福祉法人等において養成講座を実施してまいりたいと考えております。

また、単価につきましては、事業所よりなかなか8割では厳しいというような御意見もございましたが、実施していただけるという御意見も多くいただいております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、現状のサービス利用者が、一応利用件数で大体合計で4,800ぐらいという話でありましたが、先ほども吉川議員の質問の中でもありました、今後の計画の見通しの中では、さらにこれからふえていくというふうにもなっていました。

そうした利用者の受け入れを現行相当ということで受け入れていく方向性というのは、どのような状況なのかについてお尋ねをしたいと思いますけれども、その辺はわかりますか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

説明会をした折に、現在の事業所の方々の中で、先ほど申し上げたような御意向があったということはお話をいたしました。

これは早い時期でのアンケートといいますか、意向調査の結果ではございますが、新しい総合事業への参画を希望してみえる事業所については40事業所、それから検討中であるという御返答をいただきましたのが21事業所ございました。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

基本は、やはりどういう形で通所・訪問を基本的にやっていくかだと思いますので、その点の確保をまずしっかりと考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、いわゆる生活支援サービスに移行するのが、配食サービスと孤立死防止対策事業ということですが、これは移行していくことについて、内容などが変わってしまうのか、あるいは対象1・2のところだけをこっちへ持っていくのか、その点について確認をしたいと思います。

それから、一般介護予防事業についてですけれども、特化のほかの事業についてはどうなっているのかということですね。それからあと、地域介護予防活動支援事業では、サロン事業を強化していきたいというふうに言っておりますけれども、その点をどのような支援を行っていくのかというのをお尋ねしたいと思います。

先ほど吉川議員のときにもありましたが、やはりこうした地域の活動を育てていこうというのであれば、しっかりと市が方針を持って援助をしていくことが必要だと思いますので、その

点も含めて、どのように考えていくのかについてお尋ねをします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず1点目の生活支援サービスに移行する配食サービス、あるいは孤立死防止対策事業の内容が変わるのかというお尋ねでございます。

基本的に今、まだ検討中の内容でございますけれども、現行の配食サービスを受けてみえる方、そして孤立死防止対策の対象となってみえる方については、なくなるとかというところはないというふうに思っております。

ただ、その事業の内容について、いわゆる新しい総合事業の中で取り込める部分については、そちらのほうへ移行をしてみたい。特に安否確認という事業項目がございますので、そういったところの対象になるかどうかというところを踏まえまして、移行を考えていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の一般介護予防事業の他の事業はどうなるのかというところでございます。そして、サロン事業の支援についてのお尋ねでございます。

一般介護予防事業の他の事業といたしましては、介護予防普及啓発事業、一般介護予防事業評価事業、そして地域リハビリテーション活動支援事業がございますが、これらにつきましては、現在まだ実施については未定の段階でございます。

そして地域介護予防活動支援事業のサロン事業につきまして、現行の社会福祉協議会が行ってみえる小地域福祉活動支援事業を活用とし、活動に対する補助を考えております。

それからもう1点、総合事業の課題ということでございます。

この総合事業自体が地域の事情に応じて住民等の多様な主体が参画をして、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進していくことで、サービスの受け皿づくりにおいて、こういった部分の新たな発掘について課題があるのかなあというふうに考えております。

また、地域における実態の調査を生活コーディネーターにより把握をしておりますので、こういった新たな受け皿づくりについては、さらに力を入れて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

先ほどの吉川議員の質問のときにもありましたし、今のところでもあったんですけども、いわゆる地域住民が支えていくサービスでありますB型というのと、それからあと、今の地域介護予防支援事業の中でのサロン事業、両方が同じような形ですけども、当然対象等がちょっと違うというのと事業名が違うんですけども、今までさまざまなボランティアとか地域の人たちを育てていくということも話がありましたが、そこについても、どういう形でこころ辺が整合性を持ってやっていくのかについて、お尋ねをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、総合事業の中で、B型について内容の区分というようなお話でございましたけれども、基本的には、サービス提供者がボランティアであったりとか、あるいは対象が地域の住民の

方々というところの違いはあるかと思いますが、いずれにしても介護予防支援の中でそういったサービスの受け皿というものをまず立ち上げる上で、その現状のサービスの提供の場の調査も含め、その結果を分析した上で、どこにどういったサービスがあって、そしてそれが、行く行くは協力をし合って広がっていくというようなところを担っていただくためのリーダーづくりというのも大きな要素になってこようと思いますので、その辺はコーディネーターを初め、こちらからの活動の支援も含めまして、早急に進めていかなければならないと考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

基本的に、やはり現状で社会福祉協議会などが行っているサロン活動、集まってもらってさまざまなことをやっているのと、それからB型という、かなり中身の濃さみたいなものが大分違うと思いますので、そうしたことを含めて、しっかりと検討をしていただきたいというふうに思います。

それから2つ目の、要支援1・2の方が十分にサービスが受けられるのかということについては、先ほども緩和した基準によるサービス、いわゆるサービスA型について進めていくというような話がありましたが、ただ、やはり心配される点も幾つかあると思うんですね。

基本的に私としては、現行のサービス相当の場合をしっかりと進めていくことが重要だと、確保をしていくことが重要だというふうに思います。

なぜかという、緩和した基準によるサービスというのは、基準が緩和されていることによって、利便性が上がるというようなこともあるかもしれませんが、一方では、そのサービス内容というのは、結果的にこれからの要支援1・2に対するサービスについて、内容の低下とか、あるいは介護従事者の地位の低下、いわゆる賃金とかですね。そういったようなことにつながるようなことがないか。この辺をやはり非常に心配される場所であるわけですね。そこをどういうふうに対策をとっていくのかということが重要になってくるとは思いますが、その点については、どのように考えていますか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

サービスAに係る部分の御心配ということでございます。

まず1点目でございますけれども、今回の新しい制度への移行と申しますのは、決して現行相当のサービス利用者を一律に緩和したサービスに変えるということではございませんで、現行相当のサービスは、身体的介護及び常時見守りが必要な人に提供をいたしてまいりますし、一方で、緩和をした基準によるサービスにつきましては、身体的介護の必要がない利用者に対して提供をしておりますものでございます。利用者の状態に応じまして、サービスが利用できるようにケアマネジメントをしていくつもりでございます。

それから、サービス低下と介護従事者の地位低下につながるようなことはないかというお尋ねでございます。

緩和をした基準のサービスを現在のサービスと一体的に実施する事業者がほとんどでございますので、サービスの内容はおおむね維持されるように事業所に対してもお願いをしておるとこ

ろでございます。また、サービスが効率よく提供できるよう、事業所に対して研修会や情報交換の場を計画したり、初回の加算や運動器の機能向上加算など、必要に応じた加算を取り入れるなどして、サービス単価が下がることで、サービスの質の低下や介護職員の労働環境に影響がないようにしてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

ぜひともその点をしっかりと確認しながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の総合事業の財源という問題についてお尋ねをしたいと思います。

国のほうから総合事業の経費の上限というのが示されています。これの計算の仕方としては、事業開始前年度の予防給付と介護予防事業の総額、つまりことしの総額掛ける市の75歳以上の高齢者の伸びということで上限額が決定をされています。要は今までは事業が余り変わらなくて、利用者も75歳以上の高齢者の人口の伸びと変わらなければそのままという話になりますけど、やっぱり今後、さまざまな事業を掘り起こすなり、さまざまな事業をやっていこうと思ったりとか、あるいはこうした事業のサービスを受ける方がふえてくるということになると、当然財源上の問題というのが厳しくなってくるというようなことにもなりかねません。

そうした中で、今現状の中での事業費の伸び、事業費そのものが変わったばかりではありますけれども、それから今の愛西市の75歳以上の高齢者の増加というのはどういうふうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

事業費の伸びと75歳以上の高齢者の増加の状況というお尋ねでございます。

まず事業費につきましては、平成27年度につきましては、前年度よりやや減少をしております。これは27年度に介護報酬の改定がございまして、介護予防の通所介護の単価が減額をされているものが大きな原因となっておりますと分析をしております。

また、75歳以上の高齢者の数でございますけれども、27年と28年の人口を比較いたしますと、432人の増加という状況になっております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

今のところの事業費では、まだちょっとわからないという状況だとは思いますが、やはり今後、新しくさまざまな事業をやっていくというふうになると、事業費そのものが大きく制限されてくるのが考えられるのではないかとこのように思います。

そうした場合、どのように対処していくのかについて、当然サービスを減らすなんていうことは、基本的には考えていないと思いますので、その点、どのように考えているか。例えば一般会計からの財源の確保とかということを含めた対応ということについての考え方をお尋ねします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

事業費につきましては、先ほどやや減少しておるということで御説明を申し上げましたけれども、具体的に申しますと、これは通所介護の部分について減少をしております。訪問介護と介護予防支援の事業分については、やや増加の傾向にあるということでございますので、御

承知おきください。

そして、事業費の伸びについては、今おっしゃっていただきましたとおり、なかなか推移が難しい。ただ、75歳以上の人口につきましては、推計数値といたしましても、当然伸びていくという状況にございますので、上限の設定も踏まえながら、そしてまた肝心かなめの事業の内容についてが、まだ協議体の中で協議中という部分が大半でございますので、その辺、早急に詰める段階で単価等の見積もりをした上で、事業費の確定につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

### ○10番（真野和久君）

単価の問題も含めてですけれども、やはりそうした事業費の問題という状況が、総合的な全体的な事業費がどうなるかということも大事ですが、やはりそうした中で、実際せっかくやろうとしているサービスや現状サービスが低下してしまつては本末転倒だというふうに思いますので、そうした財源の問題も含めて、しっかりと手当てができるような体制を考えていただきたいというふうに思います。

それから全体的な話になってくるんですが、今年度から早期に実施しているところも含めて、今さまざまな状況があるわけですが、例えば倉敷市のように基本的に訪問介護と通所介護、あるいは予防介護については、現行相当のサービスをそのままやりますというようなところを明確にしているところもあるわけですね。やはり基本的なところはそこに基本を置いて守っていくと、譲らないということが、今のサービス水準を維持していく上で非常に重要だというふうに思います。

できれば、例えばそうしたサービスB型にしる、先ほどのサロン活動などのような地域の要望活動とか、そうした活動については、いわゆる今回の介護保険や、それから今回の総合事業の中のこれまでの事業ではなかなか手が届かなかったところ、そうしたところも地域の皆さんに協力していただきながら進めていくような形にしていくのが重要かなと。そのためにさまざまな地域の担い手の方を育てていくことが大事なのではないかと思ひます。そうしたことをぜひとも考えていただきたいと思ひます。

例えば、地域の隣近所で、今でもつながりのあるところでは声かけをしたりとか、買い物を手伝ってあげたりとか、そうしたことが普通の近所づき合いの中でやられています。そうしたものがうまく今までどおりやっていけることが重要ではないかなというふうに思ふんですね。そうしたものが、今回のこうした事業の中に再編して組み込まれてしまうと、何か非常に当たり前のことが当たり前でなくなつてしまつて、例えば助成をしなきゃならないとか、あるいはお金を払わなきゃいけないとかというふうになつてしまつては、逆に地域の中がぎすぎすしてしまつてだめになっていくのではないかなというふうに思ひますので、そうしたことも含めて、しっかりと注意しながら考えていくことも必要ではないかなというふうに思ひます。

あと、今、協議体をつくつて、その中で業者の方を含めて一生懸命頭を悩ませながら、いろいろとサービス等も含めて調整をされているとは思ふんですが、そうしたある意味専門的な見地からの中で検討しながら、一定完成したものをぼんと披露するというのももしませんけ

れども、やはりできれば早目に、こんな形で事業をやっていきますよと、こんなサービスを取り入れますよというようなこと、あるいは課題はこういうことがありますよということを早期に公表していく。そういう中で、議会も含めてさまざまな方の意見を踏まえながら、よりよいものにしていくことが必要ではないかなともいうふうに思いますので、そうしたことについてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

協議体の中で苦勞しているという御理解をいただきまして、ありがとうございます。

まさにその協議体の中で、今いろんな部分についての御提案をし、そして検討をしていただいておりますが、事業内容等が決定次第、速やかにそういった公表について進めてまいりたいと考えております。以上です。

○10番（真野和久君）

今、速やかにという話でありましたけれども、一応スケジュール的に、当然来年の4月からもう実施ということになるので、そういう点を考えると、もうそろそろ半年という話になってしまいますが、そうした中でスケジュールとしてはどういうふうに考えられているのかについて、わかる範囲でありましたら答弁をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

協議体の次回の開催時期といたしましては、今のところ10月を予定いたしております。そのところで下部組織でありますワーキングの状況等の報告、そして検討を行っていただき、意見を取りまとめたというふうに考えております。

○10番（真野和久君）

10月の協議体の会議の打ち合わせの中で取りまとめたという話ですけれども、いわゆる市民への周知というところでは、いつごろ考えられていますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

先ほどのサービスの提供側の事業者さんの関係もございまして、当然決定を見た後にそういった関係事業所への説明会等も開催をしなければならないというところで、事業所への公表はその時点という形になりますけれども、そこで御了解が得られるということであれば、なるべく早くそういった内容についての公表はしていきたいと考えております。

○10番（真野和久君）

なるべく早くということは、まだ時期的に決まってないということですか。本当にできるだけ早く、しっかりと一定出して、皆さんの意見も聞けるような状況にぜひともしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

10番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了しました。

次の継続会は9月12日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時40分 散会